建材試験情報

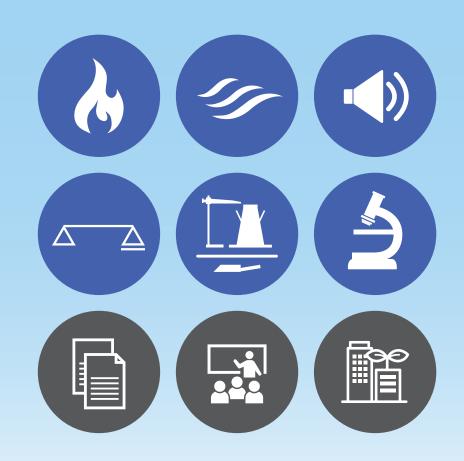
JTCCM JOURNAL

2021

11 • 12

November / December

Vol.57



建材試験情報 | 11 ·12

2021 November / December

02 ご挨拶

ごあいさつ

理事長 渡辺 宏

福水前理事長への感謝と渡辺新理事長への期待の気持ちを込めて常務理事・事務局長松本浩

5篇 ● 04 建築物の長寿命化と外壁改修技術

芝浦工業大学名誉教授 本橋健司

◆ 13 担当者紹介

特集 🔷 14 持続可能な発展に向けて

~中央試験所 第一期施設機器整備事業の成果~ (その1:構造試験棟)

総合試験ユニット 中央試験所 構造グループ 統括リーダー 上山耕平

18 ~中央試験所 第一期施設機器整備事業の成果~

(その2:動風圧試験棟)

総合試験ユニット 中央試験所 環境グループ 統括リーダー 萩原伸治

技術紹介 20 技術レポート

ドローンを活用した建築技術や運用について

国立研究開発法人建築研究所 材料研究グループ 主任研究員 **宮内博之**

◆ 26 温度上昇時におけるコンクリート試験体の重量減少に関する考察 清水建設株式会社 技術研究所 建設基盤技術センター 防耐火グループ 山下平祐

· **32** 試験報告

男性トイレ床の汚垂石に用いる薄型結晶化ガラスの繰り返し荷重試験 総合試験ユニット 中央試験所 材料グループ 主幹 渡辺 ー

▶ 34 試験設備紹介

建築音響測定システムの更新

総合試験ユニット 中央試験所 環境グループ 主幹 緑川 信

36 規格基準紹介

JIS A 4702(ドアセット) 及びJIS A 4706(サッシ) の改正

総合試験ユニット 中央試験所 環境グループ 統括リーダー 萩原伸治

連載 ● 38 研究を通して学んだこと

Vol.3 草ぶき屋根研究から学んだこと: 趣味の研究も悪くない。 東京工業大学 名誉教授 **田中享二**

• 43 VISITOR

▲【▲ 基礎講座

コンクリートの試験の基礎知識

Vol.5 コンクリートに使用される材料~混和材料:混和材~ 経営企画部 経営戦略課 主査 **若林和義**

46 NEWS

▶ 48 REGISTRATION

ごあいさつ

理事長 渡辺 宏



この度、一般財団法人建材試験センター理事長に就任いたしました渡辺宏でございます。 前任の福水健文同様によろしくお願いいたします。

私ども建材試験センターは、1963年の設立以来、建築・土木分野における使用材料、部 材、建具、設備機器などを対象とした試験事業を中心に行ってまいりました。信頼ある技術 に立脚した公正・公平な試験事業や認証・評価事業を通じて、変革する経済社会とお客様の ニーズに対して応え、我が国の安全・安心に貢献させていただいてまいりました。

現在、草加にある中央試験所において、新たな試験棟を整備しつつあるところであり、防 耐火試験におけるお客様からのニーズに更にきめ細かく対応できるような体制を整備し、 2023年度からの稼働を目指しているところであります。お客様におかれましては、この新 しい試験施設の利用を含め、当センターのより一層のご活用をお願い申し上げる次第です。

一方、この約2年、コロナ禍の中で、経済社会全体の構造に大変革を迫られている状況に あると認識しております。このような変革期にありましても、お客様の移り変わるニーズに しっかりと対応していく所存です。

私たちは、第三者証明事業を通して住生活の向上を図り、社会基盤の整備に貢献するた め、公正・公平で技術力のある信頼性の高い試験事業を引き続き誠実に遂行してまいりま す。そして、お客様と社会のニーズの変化に柔軟に対応してまいります。また、当センター の経営資源を総合的に活かして、試験事業を中核としつつ、お客様の潜在的な課題解決にも つなげられるよう、認証・評価・調査研究・標準化など総合力に基づくサービスも提案・提供 してまいりたいと思っております。

引き続き、皆様方のご指導とご支援のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

福水前理事長への感謝と 渡辺新理事長への期待の気持ちを込めて

常務理事・事務局長

松本 浩

9月30日付で福水健文前理事長が退任され、後任として渡辺宏理事が9月1日付で常務理事、 10月1日付で理事長に就任されました。

福水前理事長におかれましては、2017年1月から常務理事、同年2月からは理事長として、 「変化」をキーワードに、お客様サービスの向上と業務円滑化の観点から、

- ・組織体制や業務体制の見直し(ユニット化、業務実施迅速化、事務所や試験室の移転、支 所の見直し等)、
- ·IT 化の推進(クラウド化、ペーパーレス化、キャッシュレス化、電子決裁化、Webによる 打合せや審査、認証等)、
- ・働き方改革の推進(テレワーク、フリーアドレス、副業解禁、週休3日導入等)、
- ・人事評価や人事異動の刷新、
- ・セグメント分析に基づいた財務構造の改善

など様々な分野で絶え間ない変革を進めて頂きました。

また、2020年以降はコロナ下の荒波の中でもそれまでと同様な利益を確保し、中央試験所 第二期施設整備や各ユニットの基幹業務システムの更新を進めて頂きました。

心より感謝いたします。

渡辺新理事長におかれましては、コロナや社会経済の動向が不確かな中ではありますが、公 正・公平な試験事業等を通じてお客様のニーズに的確に対応していく建材試験センターの持続 的発展に向けて、私ども役職員をよろしくご指導頂ければと思います。

よろしくお願いいたします。



福水前理事長と渡辺新理事長を囲んで (写真左上から:丸山常任理事、真野常務理事、松本常務理事、砺波常任理事、 福水前理事長、渡辺新理事長)

建築物の長寿命化と 外壁改修技術

芝浦工業大学名誉教授

本橋健司



1. はじめに

地球温暖化防止、カーボンニュートラル、更にはSDGs を目標とする社会活動が求められている。そのような背景 から、ZEH住宅、太陽光発電、水素エネルギー等の研究 開発が活発に展開されている。本文では、建築材料研究の 立場から、建築物の長寿命化が目的に合致する重要な研究 開発項目であることを強調したい。

旧聞で恐縮であるが、1997年12月に京都で開催された COP3に際しての日本建築学会の声明を思い起こしていた だきたい。①「建築分野における生涯二酸化炭素排出量は、 新築では30%削減が可能であり、また今後はこれを目標 に建設活動を展開することが必要である」および②「二酸 化炭素排出量の削減のためには、我が国の建築物の耐用年 数を3倍に延長することが必要不可欠であり、また可能で あると考える」と表明している。

建築物の長寿命化が環境負荷低減に多大な貢献をするこ とを再認識する必要がある。本文では、建築物の長寿命化に 関する技術動向について、外壁改修技術を中心に解説する。

2. 長期優良住宅と維持保全計画

2.1 長期優良住宅促進法の改正

建築物の長寿命化という観点から、先ず、長期優良住宅 制度を採り上げたい。周知のように、新築住宅を対象とし た長期優良住宅制度は2009年6月に施行され、既存住宅の 増築・改築については2016年4月より施行されている。国 土交通省社会資本整備審議会建築分科会に示された住宅循 環システムのイメージを図1に示す。長期優良住宅のキャ ッチフレーズは「いいものをつくって、きちんと手入れし て、長く大切につかう」である。このような循環システム は住宅を対象としているが、この考え方は非住宅建築物に も適用されるべきであると考える。

表1に長期優良住宅の普及状況を示す。表1より令和元 年度の新築住宅における長期優良住宅の割合は12.1%であ る。詳細にみると、戸建て住宅では24.7%、共同住宅等で は0.2%となっている。すなわち、戸建て住宅に関しては 約4戸に1戸は長期優良住宅となっているが、共同住宅に 関しては1000戸の中の2戸が長期優良住宅という勘定にな



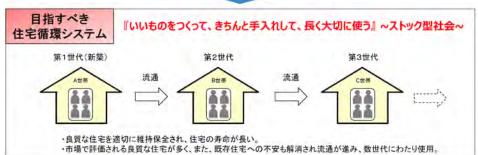


図1 住宅循環システム概念図(国土交通省社会資本整備審議会建築分科会資料より)

表1 長期優良住宅の認定実績(令和元年度)

		新築住宅 着工戸数	長期優良住宅 認定件数	割合
	一戸建て	430,989	106,252	24.7%
新築	共同住宅等	452,698	1,043	0.2%
	小計	883,687	107,295	12.1%
	一戸建て	-	242	-
増改築	共同住宅等	-	0	-
	小計	-	242	_

っている。換言すると、長期優良住宅は戸建て住宅におい てかなり普及しているが、共同住宅においては殆ど普及し ていないといえる。

以上のような背景から、長期優良住宅促進法の改正が行 われ、2021年5月28日に「住宅の質の向上及び円滑な取引 環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法 律等の一部を改正する法律」が公布されている。この改正 は、共同住宅の長期優良住宅認定を促進することを目的の 一つとしている。今後は認定基準や認定申請手続きの合理 化等が図られることとなる。

2.2 維持保全計画の重要性

長期優良住宅の認定基準を表2に示す。認定基準におい ては、①住宅の構造や設備が長期使用構造等であることが 基本であるが、それに加えて、④維持保全および資金計画 が適切であることが求められている。例えば、長期優良住 宅の劣化対策等級に係る基準では、住宅性能表示制度の劣 化対策等級の中の最上位である等級3に加えて+αの劣化 対策が求められている。しかし、表2に示すように長期優 良住宅の認定基準では、新築時の長期使用構造等だけでは 不十分であり、適切な維持保全計画が作成されている必要 がある。長期優良住宅のキャッチフレーズは、前述したよ うに「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大 切につかう」であるが、「きちんと手入れして」は「いいも のをつくって」と同程度に重要であることを認識する必要 がある。

表1に示したように、戸建て新築住宅の24.7%は長期優 良住宅となっている。これら戸建て住宅のオーナーには 「我が家は長期優良住宅なので、資金計画を講じて維持保 全を適切に実施する必要がある。そうすれば、住宅は長持 ちする」という認識が必要である。「我が家は長期優良住 宅なので、大丈夫。維持保全しなくても長持ちする」とい う認識は間違いである。長期優良住宅の供給者側は、減税 メリットだけでなく、維持保全の重要性を強調してほしい。

表3に戸建て長期優良住宅の維持保全計画の例を示す。 長期優良住宅の認定を受けた場合、維持保全計画にしたが

表2 長期優良住宅の認定基準

- ①住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
- ②住宅の規模が省令で定められた規模以上であること。
- ③住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持 及び向上に配慮されたものであること。
- ④維持保全、資金計画について以下の事項をみたすこと。

(注文住宅、売建住宅の場合)

維持保全の方法・期間、建築及び維持保全の資金計画が適切な ものであること。

(建売住宅の場合)

維持保全の方法の概要、建築の資金計画が適切なものであること。

⑤基本的な方針のうち計画の認定に関する基本的事項に照らして 適切なものであること。

って計画的に点検を実施し、必要に応じて調査・修繕・改 良を行うこと、さらにその内容の記録を作成して保存する ことが求められている。

3.大規模修繕周期の長期化

マンション等の維持保全計画においては大規模修繕が重 要である。具体例として、某不動産デベロッパーが提案し ているマンション大規模修繕周期の長期化案を図2に示す。 この提案では、従来12年周期で計画されていた大規模修 繕を16~18年周期に延長しようとしている。

前節で指摘したように、長期優良住宅では表2に示され た認定基準の①「住宅の構造及び設備が長期使用構造等で あること」が注目されやすいが、認定基準の④適切な維持 保全が同じ程度に重要である。図2に示す大規模修繕周期 の長期化案は、高耐久性が期待できる大規模修繕仕様を採 用することにより、修繕周期を長期化させて、ライフサイ クルコストの低減を図ろうとしている。具体的には、以下 のような技術を採用するとしている。

- ①耐久性に優れた塗装材料やシーリング材を使用する。外 装タイル張り仕上げについては「有機系接着剤張り工法」 を採用する。
- ②屋上防水には、15年保証の防水を使用する。
- ③アルミ手すりの芯材には腐食しにくいステンレスやアル ミを採用する。
- ④住戸内の給水給湯配管には架橋ポリエチレン管やポリブ テン管を、共用部の給水配管についても高密度ポリエチ レン管などの樹脂管を採用する。
- ⑤排水管には、継ぎ手部分も含め、軽量で耐食性・耐薬品 性に優れたオール樹脂の排水管を採用する。

参考として、国土交通省が平成20年度に実施したマン ション総合調査に示されたマンションの計画修繕実施周期 を図3に示した。「外部塗装等」と「屋上防水」の計画修繕 周期は調査年度に依存せずおおよそ11~12年となってい る。すなわち、図2に示す現行の大規模修繕周期に近い値 である。このような大規模修繕周期を長期化できれば、建

築物の長寿命化に貢献できると考える。建築物の長寿命化 を達成するためには、新築時に長期使用構造であることが 基本的に重要であるが、大規模修繕周期を長期化できる技 術を適用することも同じ程度に重要である。キャッチフ レーズとしたら「いいものをつくって、いい手入れをきち んとして、長く大切につかう | ということであろう。

大規模修繕周期の長期化を可能とするような修繕仕様 (例えば、耐久性に優れた外装仕上げ、防水仕様など)を 確立することは容易ではない。長期優良住宅の認定基準に ついて考えると、表2に示された認定基準の① 「住宅の構 造及び設備が長期使用構造であること」については各構造 種別について具体的な評価基準が確立している。しかし、 ④維持保全に関しては、どのような劣化現象に対して、ど のような材料・工法を使用して修繕・改良を行うかという 占は明確でない。

建築物の保全に関しては、2021年2月に日本建築学会が 「建築保全標準・同解説 - 鉄筋コンクリート造建築物」(「一 般共通事項」、「点検標準仕様書」、「調査・診断標準仕様書」、 「補修・改修設計規準」、「補修・改修工事標準仕様書」を含 む)を制定した。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部制 定「公共建築改修工事標準仕様書」(以下、「改修標仕」) や UR都市機構「保全工事共通仕様書」(以下、「UR仕様書」) 等は建築物の改修工事や保全工事に広く適用されている。 しかし、どの仕様を選択すると、次の点検、修繕、改修ま での期間をどの程度長期化できるかという点については情 報が不十分であり、技術的合意がなされていない。

表3 戸建て長期優良住宅の維持保全計画の例 〔出典: (一社)住宅性能評価・表示協会パンフレット〕

			,	7 12 110 H 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	• •	
		点検部位	主な点検項目	点検の時期 (建築エ事完了後より)	定期的な手入れ等	更新・取替の時期、内容
	基礎	コンクリート基礎 立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、 換気口のふさがり、錆び、蟻道等	5、10、15、 20、25、30年★		建替え時に更新
楷	土台	±台	基礎からのずれ・浮き、 断面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、 20、25、30年★	5年で防腐・防蟻処理	
造躯	床組	大引き、床束、根太	腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、 床鳴り、振動等	5、10、15、20(取替)、 25、30年	5年で防腐・防蟻処理	20年で全面取替を検討
体	軸組	柱、間柱、筋かい、胴差	傾斜、断面欠損、腐朽・蟻害等	10、20、30年★		建替え時に更新
	小屋組	たる木、もや、 棟木、小屋づか	雨漏り等の跡、小屋組の接合部のわれ	10、20、30年★		建替え時に更新
屋	屋根	瓦ふき	すれ、はがれ、浮き、われ、 雨漏り、変形等	5、10、15、20 (葺替)、 25、30年★		20年で全面葺替を検討
根:2	外壁	サイディング壁 (窯業系)	割れ、欠損、剥がれ、 シーリング材の破断等	3、6、12、15 (全面補修)、 18、21、24、27、30年★	3年でトップコート吹替	15年で全面補修を検討
か壁・	雨樋	雨樋	破損、詰まり、はずれ、ひび、 軒樋の垂れ下がり	3、7(取替)、10、14(取替)、 17、21(取替)、24、30年★		7年で全面取替を検討
開口部	軒裏	軒裏天井	腐朽、雨漏り、はがれ、 たわみ、ひび割れ	3、6、12、15(取替)、18、 21、24、27、30年★		15年で全面取替を検討
等	開口部	屋外に面する開口部	建具周囲の隙間、建具 の開閉不良等	5、10、15、20 (取替)、 25、30年★		20年で全面取替を検討
設	配置	給水管	漏水、赤水、給水流量の不足等	5、10、15、20(取替)、 25、30年★	水漏れは直ちに補修	20年で全面取替を検討
備	設備	排水管	漏水、排水の滞留	5、10、15、20(取替)、 25、30年★	水漏れは直ちに補修	20年で全面取替を検討

- ★は地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- ●各点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うものとする。●各点検において、劣化の状況等に応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- ●長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。

現 行 12年ごとに大規模修繕 大修繕 大修繕 大修繕 大修繕 大修繕 工事周期 築36年 築48年 築0年 築12年 築24年 築60年 周期長期化案 16~18年ごとに大規模修繕

工事周期 築10年**築16年** 築26年**築32年** 築42年**築48年** 築∩年

点検 大修繕

点検 大修繕

図2 マンションの大規模修繕周期の長期化案 (出典:野村不動産・野村不動産パートナーズカタログを一部修正)

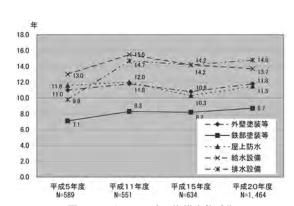


図3 マンションの計画修繕実施時期 (国土交通省平成20年度マンション総合調査)

点検 大修繕

表4 定期調査における外装タイル張り仕上げ(乾式工法を除く)等の調査方法等

(い) 調査項目	(ろ)調査方法	(は) 判定基準
タイル、石貼り等 (乾式工法によるも のを除く。)、モルタ ル等の劣化及び損傷 の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。)。	外壁タイル等に剥落 等があること又は著 しい白華、ひび割れ、 浮き等があること。

まとめると、新築時の長期使用構造に関する評価方法ほ どには、維持保全の技術内容は整備されていない現状にあ る。今後は、新築時における長期使用構造のみでなく、修 繕・改修時における工事仕様の評価方法を確立することが 求められる。

4. 外壁改修技術に関連する諸課題

4.1 外装タイルの有機系接着剤張り工法

3節で紹介した図2のマンションの大規模修繕周期の長 期化案においては、外壁タイル張りに有機系接着剤張り工 法を採用することが提案されている。この点について解説 したい。

建築基準法12条に基づく定期調査(以下、「12条点検」) では、外装タイル張り仕上げ等について表4に示すような 調査報告を求めている。すなわち、タイル張り外壁(乾式 工法を除く)については、「落下により歩行者等に危害を加 えるおそれのある部分」を対象として、「竣工後、外壁改 修後若しくは全面的なテストハンマーによる打診等を実施 した後10年を超え」る場合は、「全面的にテストハンマー による打診等により確認する」ことを求めている。ただし、 「3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合 を除く」としている。

したがって、原則10年ごとに全面打診が必要となる。 テストハンマーによる全面打診はゴンドラやブランコ等で も可能であるが、仮設足場を設ける場合も多い。しかし、 単に全面打診のためだけに仮設足場を設けることは経済的 ではないので、「3年以内に外壁改修等が行われることが確 実である場合を除く | という規定を利用して、10年経過か ら3年以内、すなわち、おおよそ11~13年周期で仮設足 場をかけ、全面打診と共に計画修繕、大規模修繕を実施す るという維持保全計画・長期修繕計画が一般的である。そ のことが、図2に示した現行の大規模修繕周期が12年毎 になっていることの理由の一つと考えられる。

しかし、平成30年5月23日に「建築物の定期調査報告に おける外壁の外装仕上げ材等の調査方法について(技術的 助言)」が国土交通省住宅局建築指導課防災対策室より通 知され、有機系接着剤張り工法で施工された外壁タイルに ついては、一定の条件を満足した上で、全面打診に替えて 引張試験により調査することが可能となった¹⁾。したがっ て、定期報告のために原則10年毎に仮設足場を設けて全 面打診する必要はなくなった。

定期調査におけるタイル張り仕上げ外壁の全面打診は、 剥落事故防止という防災上の観点から規定されていると考 えられる。建築物の長寿命化の観点と剥落事故防止の観点 は全く同一ではない。しかし、実際は、防災上の観点から 要求された全面打診がタイル張り仕上げ外壁の大規模修繕 周期を支配するケースも多いと考えられる。有機系接着剤 張り工法を採用することにより、この制約からは逃れられ る。その上で、建築物の長寿命化の観点から、適切な維持 保全計画・長期修繕計画を改めて検討する必要がある。

4.2 標準化された外壁改修工法の課題

国土交通省は、マンション購入予定者が修繕積立金に関 する理解を深め、分譲業者から提示された修繕積立金の額 の水準について判断する際の参考資料として、「マンショ ンの修繕積立金に関するガイドライン」2)を示している。 修繕積立金の額は、将来見込まれる修繕工事の内容、おお よその時期、概算の費用等を盛り込んだ「長期修繕計画」 に基づいて設定される。

新築時にどのような長期使用構造を採用し、どのような 周期で、どのような内容の修繕工事を設定するかによって 修繕積立金は大きく左右される。しかし、前述したよう に、どのような修繕工事を実施すると次の修繕工事までの 周期がどの程度になるかを具体的に検討することは非常に 難しい。何故ならば、修繕工事の内容により、その後の修 繕周期がどの程度になるかというデータの蓄積が十分では ない。また、将来の修繕工事では、技術革新等により新し い材料・工法が適用される可能性も無視できない。

「長期修繕計画」は一定期間ごとに見直す必要があるが、 修繕工事の内容を評価して次の修繕周期を設定することは 簡単でない。したがって、今までの建築物の実績等を参照 して修繕周期を設定するのが一般的である。

ここでは、具体例として、タイル張り外壁の修繕計画を

表5 タイル張り仕上げ外壁の改修工法(「公共建築改修工事標準仕様書」による)

区分	材料・工法
浮き部 改修工法	(注入口付) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (注入口付) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 (注入口付) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 (注入口付) アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 タイル部分張替え工法 タイル張替え工法
ひび割れ部 改修工法	エポキシ樹脂注入工法U・Vカットシーリング材充填工法U・Vカット可撓性エポキシ樹脂充填工法表面シール工法
欠損部 改修工法	軽量エポキシ樹脂モルタル工法 ポリマーセメントモルタル工法
目地 改修工法	目地ひび割れ部改修工法 伸縮調整目地改修工法

表6 セメントモルタル塗り仕上げ補修工法の標準耐用年数(「耐久性総プロ」による)

適用	材料・工法	標準耐用年数
浮き補修	ピンニング併用エポキシ樹脂全面注入工法 ピンニング後エポキシ樹脂全面注入工法 ピンニング後ポリマーセメントスラリー全面注入工法	20年 20年 20年
ひびわれ補修	エポキシ樹脂注入工法 U・Vカットシーリング材充填工法 U・Vカット可撓性エポキシ樹脂充填工法 表面シール工法	15年 10年 10年 3年
欠損部補修	軽量エポキシ樹脂モルタル工法 ポリマーセメントモルタル工法	10年 15年

考えたい。なお、話を単純にするため、セメントモルタル によるタイル後張り工法による外壁を対象としたい。広く 適用されている「改修標仕」に準拠すれば、タイル張り外 壁の改修工事には、表5に示す材料・工法が適用される。 タイル張り仕上げ外壁に生じた劣化現象、劣化状態等によ って表5の中から適切な材料・工法が選択されるが、これ らの改修工法を適用した場合に「次の改修工事までの期間 がどの程度になるか」、また、「次にどのような改修工法が 適用できるか」については情報が乏しい。建設省総合技術 開発プロジェクト「建築物の耐久性向上技術の開発(1980 ~1984年度)」(以下、「耐久性総プロ」) では、セメントモ ルタル塗り仕上げ外壁の補修工法の標準耐用年数3)(現在、 ISOに準拠してリファレンスサービスライフと呼称してい る)をとり上げているので、それを表6に示す。表6に示 す材料・工法名は当時のものを示しているが、内容は表5 とほぼ同様である。浮き部改修で20年、ひび割れ部改修 で10~15年(タイル張り外壁では表面シール工法は適用 しない)、欠損部改修で10~15年を提案している。また、 「耐久性総プロ」では、耐用年数は種々の要因(診断レベル 係数、補修箇所劣化係数、施工係数、目地係数、気象係 数、劣化係数、維持保全係数)により変動することが説明 されている3)。

更に、表5に示したタイル張り外壁の改修工法は、浮き 部、ひび割れ部、欠損部、および劣化した目地部に適用さ れるが、未劣化のタイル張り外壁部分はそのまま経過観察 され、改修工事の対象とならない。すなわち、改修工事後 は未劣化の部分と改修工法が適用された部分が共存してお り、これらの部分の劣化進行は異なると考えられる。ま た、浮き部改修工法を適用した部分の周辺において、改修 工事後に浮きの拡大するケースも報告されている。このよ うな事象を勘案すると、次回の修繕工事までの期間設定は 非常に複雑である。もう一つの課題として、改修工法を適 用した部分を対象として、どのような点検を行い、劣化に 対してどのような再修繕方法を計画するかということが挙 げられる。これらの情報は、次回の修繕計画を設定するた めに必要である。

具体的に議論するため、タイル張り外壁の浮き部分を**表** 5に示す注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注 入工法で修繕したとする。当該工法では注入口付アンカー ピンの本数は9本/m²であり、エポキシ樹脂注入量は 25cm³/穴である。したがって、浮き代を標準的な0.6mm と仮定した場合は、エポキシ樹脂注入範囲は図4に示すよ うになり、改修工事直後であっても浮き部は約66%存在 する。

注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 による浮き部改修工事を行った外壁の点検においては、図 4に示す残存浮き部が存在することを認識する必要がある。 すなわち、注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂 注入工法による浮き部改修工事を実施した後の打診調査に より66%の浮きが認められたとしても、改修工事後に劣化 が進行したとは判断できない。改修工事の仕様によりこの ような浮きが残存することは当然である。このことを認識 することが、改修工事後の定期調査において重要である。

また、図4に示す残存浮き部を点検者に伝えるために、 改修工事の記録を保存し、その記録を点検者に提供するこ とが必要である。なお、想定される残存浮き部より大きな 浮き、注入口付アンカーピンニング周辺のひび割れ等が認 められる場合は再改修工事の検討が必要である。しかし、 点検、調査・診断、再改修のための仕様は標準化されてい ない現状である。

4.3 外壁複合改修工法による外壁改修工事の長周期化

外壁複合改修工法はピンネット工法とも呼称される改修 工法である。工法の特徴は、繊維ネットとポリマーセメン ト系材料により既存仕上げ層を一体化し、アンカーピンに より一体化した既存仕上げ層の剥落に対する安全性を確保 する点にある。主として、タイル張り外壁やセメントモル タル塗り外壁の剥落防止を目的に適用されている。また、 近年は透明樹脂+繊維ネット、繊維混入透明樹脂、または 透明樹脂により既存タイル仕上げ層を一体化して、アン カーピンにより剥落防止を図る工法も利用されている。

外壁複合改修工法は、「改修標仕」に採用されていない が、「建築改修工事監理指針」で紹介されている。すなわ ち、外壁複合改修工法は「改修標仕」の標準仕様ではなく、 採用する場合は特記仕様書の作成が必要となる。また、外 壁複合改修工法は「UR仕様書」には標準仕様として採用 されている。更に、再修繕工事仕様まで採用されている。 なお、「UR仕様書」では改修工法でなく補修工法と呼称し ている。

外壁複合改修工法には、①平成8年度に実施した建設技 術評価で「評価書」を受けた工法、②建設技術審査証明事 業で認証を受けた工法、③URの「機材及び工法の品質判 定基準」に適合する工法、④その他の工法がある。2020年 10月に (一社) 外壁複合改修工法協議会 (以下、「協議会」) が設立された。「協議会」の目的の一つが外壁複合改修工 法の標準化であり、①~③に示されている基準等を参考に して、外壁複合改修工法に関する統一的基準の作成を進め ている。

「改修標仕」で標準化された改修工法が存在するなかで、 何故、外壁複合改修工法が必要かというと、外壁複合改修 工法を適用した場合は、次の改修工事までの期間を長期化 することが期待できるからである。

4.2節で指摘したように、改修工事後に未改修部分のタ

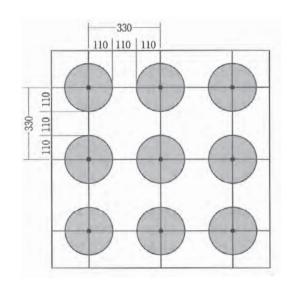


図4 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (外壁一般部分、浮き代0.6mm) の残存浮き模式図(単位:mm)

イル張り仕上げの浮きが発生することが懸念される。経過 年数が進むにつれて未改修部分の劣化が進行すると、その 都度、比較的短い周期で標準化された改修工事を実施する ことになる。意を決して、既存タイルを全面除去して「タ イル張替え工法」を適用すれば、次の改修工事までの期間 は長期化できる。しかし、タイルの全面除去は必ずしも容 易ではなく、廃棄物も排出することとなる。このような場 合、外壁複合改修工法を適用することで改修工事の周期を 長期化することが考えられる。

外壁複合改修工法を適用する場合は、新しい外観も確保 できる。更に、例えば、庇先端部、バルコニー端部、手す り壁天端部等は剥落危険性が高い。既存の標準化された改 修工法でもアンカーピン、ステンレス線、ステンレス製ラ ス等を利用して躯体に緊結し剥落に対する安全性を高めて いるが、外壁複合改修工法を適用することによって同等以 上の効果を期待できる。

すなわち、外壁複合改修工法を適用した場合、次の外壁 修繕工事までの周期を長期化できると考えられる。外壁複 合改修工法には、「改修標仕」で標準化されている外壁改 修工法とは別の長所がある。

4.4 外壁複合改修工法を適用した外壁の点検について

修繕周期の長期化が期待できる外壁複合改修工法の課題 として、「12条点検」の調査方法が挙げられる。「12条点検」 では表4に示すテストハンマーによる全面打診等を実施す ることが求められている。

標準化された改修工法を適用した外壁の点検において は、図4に示すような残存浮き部についての認識が必要で あることを指摘した。それに加えて、外壁複合改修工法に より改修したタイル張り外壁を対象にテストハンマーによ る全面打診を実施することは、以下に示すような理由から 不合理と考えられる。

- ①複合外壁改修工法で改修したタイル張り仕上げ外壁の表 面には、ポリマーセメント系材料を塗付材料とした場合 にはポリマーセメント層+建築用仕上塗材等が存在して いる。また、透明樹脂を塗付材料とした外壁複合改修工 法であれば、透明樹脂が既存タイル面に塗付されている。 したがって、テストハンマーによる打診を実施しても複 合改修層の下にある既存タイル張り層の浮きの判定は難 しい。打診により判定可能であるのは、複合改修層と既 存タイル面との間の浮きであり、既存タイル張り仕上げ 層とその下地間の浮きの判定は困難である。
- ②外壁複合改修工法では、既存タイル張り仕上げ層が部分 的に浮いていることは許容されている。(図4に示すよ うに標準化された改修工法でも同様である。) 既存タイ ル張り仕上げの浮き率は浮き代に依存するが、おおよそ 50%以上と考えられる。表4に示される判定基準(外壁 タイル等に著しい浮き等があること)をどのように解釈 するかは明確でない。
- ③外壁複合改修工法で改修された外壁の表面材は建築用仕 上塗材等や透明樹脂である。したがって、テストハン マーによる打診を実施するとタイル張り仕上げ層とその 下地間の浮きが判別できないだけでなく、建築用仕上塗 材や透明樹脂が損傷を受ける。建築用仕上塗材の場合は 剥離を助長し、透明樹脂の場合は透明性が部分的に低下 する。調査方法として合理的でない。

以上に述べたような不都合を避けるため、更に、複合改 修工法の特性を理解したうえで全面打診に代わる合理的な 調査方法や判定基準を設定する必要がある。 図5に外壁複 合改修工法で改修した外壁に対する定期調査方法のフロー 案を示す。**図5**は、平成 27~28 年度に実施された建築基 準整備促進事業「湿式外壁等の定期調査方法の合理化の検 討」(事業主体:全国タイル工業組合)で提案された。図5 では、原則10年目のテストハンマーによる全面打診等に 代わる評価として、引張接着試験法により複合改修層と既 存タイル仕上げ層との接着強度を評価することを提案して いる。もし、接着強度が低下している場合は既存タイル仕 上げ層の一体化が不十分である可能性が高く、剥落防止の ために是正措置を講じる必要があると考えられる。

接着強度が十分であると確認されれば、外観目視法によ る調査を行う。劣化がなければ健全であると評価し、建築 用仕上塗材等の表面仕上げ材に劣化が認められる場合(ポ リマーセメント系外壁複合改修工法)は、直ちに剥落の危 険性はないが、美観性や複合改修層の劣化防止のために表 面仕上げ材の改修を実施することが推奨される。

また、外観目視法により複合改修層にはく落、欠損、浮 き上がり、ひび割れ、補強繊維破断、補強繊維露出が認め られる場合、およびアンカーピンの浮き上がりや周囲のひ び割れが認められる場合には当該箇所の改修が必要になる。

以上のような考えに基づき図5は提案されたが、残念な がら現実の定期調査には反映されていない。今後は、外壁 複合改修工法を適用したタイル張り仕上げ外壁やセメント モルタル塗り仕上げ外壁に対して、定期調査における調査 方法および判定基準を整備する必要がある。

4.5 赤外線装置法による外壁調査

「12条点検」における原則10年毎のテストハンマーによ る全面打診を代替する方法として、赤外線装置法や診断口 ボット等の利用が挙げられる。赤外線装置法では、赤外線 装置そのものの性能だけでなく、測定時の仰角や水平角が 診断精度に影響を与える。また、天候や時刻によっても診 断精度が左右される。最近は、仰角や水平角による制限を 解消するために、また、壁面へのアクセシビリティーを高 めるために、ドローンに赤外線装置を搭載して熱画像を測 定することが実施されている。建築物の診断におけるド ローン技術の応用については、別の記事で解説される予定 なので、ここでは赤外線装置法の適用に関する課題に限定 して述べる。

「12条点検」においては、(一財)日本建築防災協会「特 定建築物定期調査業務基準」と共に(公社)ロングライフ ビル推進協会「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診 断マニュアル(改訂第3版)」(以下、「外壁診断マニュアル」) が参照される場合が多い。「外壁診断マニュアル」では「外 観目視法」、「打診法」、および「赤外線装置法」が採用され、 解説されている。

診断レベル I (6ヶ月~3年間隔で実施) および診断レベ ルⅡ (原則10年毎に実施)では表7に示すような調査法の 組合せが可能であるとしている。表7で注意すべきポイン トは赤外線装置法を適用する場合には部分打診法との併用 が必ず含まれるという点である。すなわち、外壁調査では 「外観目視法」はすべての場合に必須であり、それに加え て「浮き」の検知には打診方法が必要である。「打診法」に 替えて「赤外線装置法」を選択する場合でも「部分打診法」 との併用で診断精度を確認することが求められている。 また、「外壁診断マニュアル」では赤外線装置法の長所と して以下のことを挙げている。

表7 タイル張り外壁の診断レベルと調査方法

診断レベル	調査方法
= <u>^</u> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(1) 外観目視法+部分打診法
診断レベル I 	(2) 外観目視法+「部分的な赤外線装置法と 部分打診法の併用」
	(1) 外観目視法+全面打診法
診断レベルⅡ 	(2) 外観目視法+「全面的な赤外線装置法+ 部分打診法の併用」

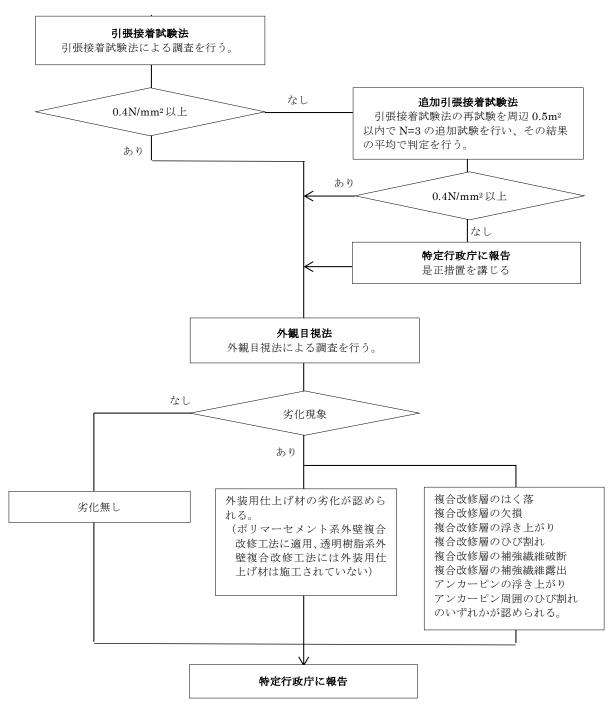


図5 外壁複合改修工法により改修した外壁の定期調査(10年)フロー案

- ①非接触のため足場やゴンドラ等の仮設を必要としない。
- ②明るさに関係なく測定可能。
- ③大壁面を少人数で比較的短時間に測定できるため効率が 良い。
- ④診断結果を熱画像として直接可視化した形で記録し、再 生ができる。
- ⑤熱画像を解析することにより精度の高い診断ができる。 同時に、適用限界として以下のことを挙げている。
- ①季節、天候、時刻および気温等自然現象により影響を受ける。
- ②雨天または曇天で日中の気温較差が5℃未満、風速5m/ sec 以上の場合は測定できない。
- ③壁面の方位、壁面と赤外線装置の距離、仕上材の材質・ 形状・色調および下地材の影響を受ける。
- ④壁面と赤外線装置法カメラの間に樹木や高い塀等の障害 物があると測定できない。

- ⑤建物内の暖冷房機器または屋外機の発熱等の影響を受ける。
- ⑥赤外線装置の種類や画像処理方法により診断結果に差異 を生じることがある。
- ②軒裏、出隅、入隅、ベランダや庇等の突起物のある場合、笠木、雨樋や柱の日陰となる部分、窓枠近傍および 四凸の甚だしい建物では測定できない。
- ⑧測定角度(水平方向、垂直方向とも)30°以内が望ましい。 ただし、やむ得ない場合は45°以内まで許容できる。

実際の赤外線法による調査では、現地予備調査を行い、 上記の適用限界に留意して測定計画を立案し、測定当日の 気象条件等に留意して測定を行うことが肝要である。ま た、打診法との併用について「外壁診断マニュアル」では 以下に示す3つのケースについて比較を行うように求めて いる。

- イ) 赤外線装置法による測定結果と部分打診法による測 定結果の比較
- ①赤外線装置法による測定結果が健全と判断された部分を 各壁面で1箇所約1m²程度を打診により確認する。
- ②赤外線装置法による測定結果が浮きと判断された部分を 各壁面で1箇所約1m²程度を打診により確認する。
- ロ)特にタイルまたはモルタルのはく離の可能性が大きいと思われる下記の部分においては、赤外線装置法と部分打診法を併用して浮きを測定する。(なお、これらの部分は診断レベルIでは必ず部分打診することとなっている。)
- ①開口部周辺概ね1m以内。
- ②笠木および窓台等の他の材質に接している部分概ね1m 以内。
- ③出隅部分、パラペット上端、庇及び窓台部分概ね1m以内。
- ④コンクリート打継部及びエクスパンションジョイント部 分周辺概ね1m以内。
- ハ) 赤外線装置法で測定できない部分や測定上誤差を生じるおそれのある部位については補足調査の目的で打診法を使用する。

まとめると、次のように考えられる。赤外線装置法は、外壁の表面温度を測定して、その温度差から浮きを検知する技術である。一方、外壁の表面温度は種々の気象条件、方位、仕上材によって異なり、浮き部分と健全部分の温度差も気温変化等に大きく依存する。したがって、赤外線画像を撮影した時の諸条件を把握した上で画像解析することが必須である。撮影部位や撮影条件を考慮せずに、単に熱画像に現れた温度較差に基づいて一律的に浮きの判定を行うことは信頼性を大きく損なうこととなる。

赤外線装置法の適用において、部分打診法との併用を義務付けているのは、打診法と比較することにより浮き部分と判定している撮影条件や判定条件が適切であるかを確認

し、その他の部位においても同様の条件で赤外線装置法を 適用するためといえる。

赤外線装置法による外壁診断レポートには赤外線装置の 仕様・性能については充分に記載してある一方で、部分打 診法との一致率がどうであったか、測定条件が適用範囲内 におさまっていたか否か等の判断資料が不足しているよう に感じる。具体的な調査結果報告の内容や書式等について は「外壁診断マニュアル」を参考にしていただきたいが、 このような部分を明確にして、調査結果を報告すること が、赤外線装置法の信頼性を高めることになる。

タイルの浮き調査に関わっている中でしばしば聞かれるのが「これだけ科学技術が発達しているのに、なぜ、今でも打診法なのか?」という指摘である。赤外線装置、ロボット技術、更には、AI、DX等の新しい技術が導入されることは望まれている。しかし、既存の打診法を置き換えるためには、その原理の長所を標榜するだけでなく、種々の条件を含むフィールドでの信頼性を確認し、正しい適用範囲を設定することが必要であろう。これらの新技術によって、技術障壁のブレイクスルーが可能となることが期待される。

5.おわりに

建築物の長寿命化と外壁改修技術について解説した。通常は4節以降の外壁改修にかかわる個別・具体的技術を解説することが多いが、本文では建築物の長寿命化、環境負荷低減に繋がる重要な技術課題であるという点を強調した。

建築物の保全は、新築の技術と比較した場合は地味な分野であるが、建築物の長寿命化を図るうえで非常に重要である。建築物の価値を保持あるいは向上させるための技術開発の重要性は新築技術のそれに優るとも劣らない。本文では外壁の改修技術を解説したが、他の分野も同様に重要である。このような認識が高まり、建築物の保全技術の標準化が進むことを期待する。

参考文献

- 1) 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「建築物の定期 調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法に係る技術 的助言一有機系接着張り工法による外壁タイルの調査方法につ いて一」建築防災、No.486、pp.9-14、2018
- 2) 国土交通省「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」 平成23年4月.
 - https://www.mlit.go.jp/common/001080837.pdf
- 3) 財) 国土開発技術研究センター編, 建設大臣官房技術調査室監修「外装仕上げの耐久性向上技術」, pp.259-263, 1987

<プロフィール>

芝浦工業大学名誉教授

(一社) 建築研究振興協会 会長 (一社) 日本建築ドローン協会 会長

専門分野:建築材料、建築保全

最近の研究テーマ:外壁複合改修工法の標準化



第三者証明事業として 顧客対応で努めていること

総合試験ユニット 中央試験所 構造グループ 林 健太

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20 TEL: 048-935-9000 FAX: 048-935-1720

最近のトビック 毎年、8月前後で高速道路を使用し、1時間かけて出張先から帰ってくるのですが、今年は延期になっていた2020年東京オリンピックの影響で車線規制がされており、帰りに3時間かかってしまいました。一般道を使用するなど事前の下調べが足りなかったと反省しているところです。

業務について 中央試験所構造グループは、構造部材や非構造部材など多種多様な耐力試験を行っています。私が担当する実大振動試験は、その中でも一番規模が大きく、実験に携わる人や会社が多いです。建材試験センターには実大振動試験を行える設備がありませんので、外部の試験機関の振動台を借用し、私たちが赴いて計測を行います。実大振動試験は、試験準備から試験体の解体まで長い準備期間が必要になり、段取りが重要になります。事前のスケジュールの組立てから業者や依頼者への細かな連絡など試験を効率的に無理なく行えるように常に努めています。

最後に一言 建材試験センターに入社して気づいたら入社7年目になっていました。今は中堅社員として責任の大きな仕事や後輩の指導など大変ですが、お客様に満足していただくため日々仕事に取り組んでいます。

担当者紹介



正確かつ柔軟な対応を心がけ、 防耐火試験業務に取り組んでいます。

総合試験ユニット 西日本試験所 試験課 小椋智高

〒757-0004 山口県山陽小野田市大字山川 TEL:0836-72-1223 FAX:0836-72-1960

最近のトビック もうすぐ5歳になる長女が最近九九の歌にはまっており、呪文のように歌っています。足し算は指折りで時間がかかりますが、掛け算を聞くとすぐに答えが返ってきます。一方の私は、最近取り組み始めた資格の勉強がなかなか頭に入ってきません。子どもの吸収力が羨ましい限りです。

業務について 私は西日本試験所試験課にて防耐火試験の業務を担当しております。西日本試験所では、壁、はり、床などの構造部材や、防火設備、区画貫通の品質性能試験、国土交通大臣認定に関わる性能評価試験などを実施しています。また、建材、建築以外では金庫、金庫設備の耐火性能試験、防盗性能試験なども実施しております。最近では、コロナ禍で現地立会いが難しい依頼者様向けに、Web 会議システムを利用した「Web 立会い」をご利用いただく機会が増えてきております。今後も皆様にご利用していただきやすい環境づくりを積極的に進めて参ります。

最後に一言 弊所所有の設備で対応できる内容であれば、 分野は問わず積極的に対応させて頂いております。まずはお 気軽にご相談ください。皆様の製品開発、研究等に西日本試 験所を是非ご利用いただければ幸いです。

~中央試験所

第一期施設機器整備事業の成果~

(その1:構造試験棟)

1.はじめに

建材試験センター中央試験所構造グループは、昭和46 年に寸法の大きな建材等の耐力試験を担当する部門として 発足しました。試験ニーズに対応するため、試験機を追加 する形で導入してきましたが、建屋自体は発足当時から大 きな変更を行わなかったため、老朽化が進み、試験体の置 き場に困るほど、狭隘化が問題となり、ご利用いただく皆 様にご不便な思いをおかけしておりました。

この問題を解決すべく「中央試験所施設機器整備計画事 業」の第一期整備計画において構造試験棟の規模を従来の 約2倍に増して新設し、2017年から稼働を開始しました。

2.構造試験棟の試験設備概要

構造グループをご利用いただく皆様のご意見として多か ったのは、「実大規模の大型の試験への対応」と「定型的な 試験の早期対応」でした。導入した試験設備は、これらの ニーズに対応できることを意識して選定を行いました。

今回、改めて構造試験棟の設備について紹介します。

構造試験棟は高さ19m、幅21m、奥行き45mの鉄骨造 の建屋です。2箇所に搬出入用のシャッター(幅5m、高さ 5.4m) を配置しています。試験棟内には10tと2.8tの2基の 無線式天井クレーン (揚程15m) を配しているため、大型 の試験体にも対応が可能となっています。



写真1 構造試験棟内観

【大型構造物複合加力試験装置】

大型で荷重の大きな試験体の試験を行いたいというニー ズに対応することを目的に導入した試験装置です。



RC造や大断面木材を用いた中大規模木造建築物の壁、 用途 接合部に鉛直荷重を加えた状態での水平加力試験等

荷重:鉛直±5000kN、水平±2000kN 仕様 变位:水平600mm、鉛直800mm 試験体:高さ約5m、幅約6m

【500kN曲げ試験機】

支持スパンが長く、幅の広い試験体にも対応できるよう に導入した試験機です。



梁やパネルの曲げ試験、荷重の大きい接合部の引張・ 用途 せん断試験等

荷重: ±500kN、変位: 600mm

支持スパン:10m 支持幅: 2.3m

【多層構面用水平 加力試験装置】

階高の高い耐力 壁の面内せん断試 験のニーズに対応 することを目的に 導入した試験装置 です。高さ方向に 連層した壁の試験 にも対応すること が可能です。



【木質構造物試験装置】

仕様

一般的な耐力壁や各種部材の水平加力試験に対応する試 験装置です。旧試験棟からの移設を機に対応できる試験の 高さを拡張しました。



大型で高耐力壁の面内せん断試験、外装材カーテンウ 用途 ォールの変形追随性試験に対応可能等

荷重:鉛直±500kN 試験体:高さ7.5m、幅6m 仕様 静的、動的加力が可能

木造耐力壁の壁倍率大臣認定に関係する面内せん断試 用途 験等 荷重:鉛直±100kN 仕様 試験体:高さ3.2m、幅4m

特集|持続可能な発展に向けて

【ガラス試験用層間フレーム】

JIS A 5759 (建築窓ガラス用フィルム) の層間変位試験に 速やかに対応できるよう、専用の装置として導入しました。 なお、同JISのショットバッグ試験にも対応しています。



【門型載荷フレーム】

木造用接合金物の引 張・せん断試験のニー ズに対応できるように 導入した装置です。

試験体の固定や試験 を行う際の偏心防止ジ グなどに工夫し、対応 できる試験項目を増や した他、小型の試験体 の曲げ試験にも対応が 可能となっています。



JISA5759 (建築窓ガラス用フィルム) の層間変位試験 用途 やスリットの層間変位試験等 ※小型の試験体の水平加力にも対応可能です。

荷重: +50kN 仕様

試験体:高さ2.5m、幅3m

平成12年建設省告示1460号に係る木造接合金物の 用途 引張・せん断試験等

※小型の試験体の曲げ試験にも対応可能です。

荷重: ±200kN、変位: 700mm 仕様 試験体:高さ約2.5m

【ドアセット試験用フレーム】

建具、外装材、ガラスなどに対する衝撃試験のニーズに 対応する装置として導入しました。各試験規格の振り子式 や落球式の衝撃試験に対応が可能です。



ドアセットの強さ・衝撃試験 (JISA1518、1523、 用途 1524) やパネルの衝撃試験 (JISA1414-2)、ガラスの 衝擊試験 (JISR3205、3206) 等

フレーム(大): 高さ5m、幅1.5m フレーム(小):高さ3m、幅1m

【恒温恒湿室】

木質系材料や樹脂系材料は、温度・湿度により試験結果 に影響を及ぼすこともあるため、所定の温度・湿度で試験 を行えるよう導入しました。



木質系材料のクリープ試験、温度・湿度条件を伴う載荷 用途 試験等

※天井クレーンがあるので、錘を用いた載荷試験も可能です。

温度:20~23℃、湿度:55~65% 仕様 荷重: ±200kN、変位: 700mm

仕様

【水平振動試験機】

地震の揺れを想定した試験に対応するために導入しまし た。試験機の能力が不足する場合には、外部の振動台を借 用しての試験にも対応可能です。



用途	フリーアクセスフロア (JISA1450) の振動試験、 家具・設備機器などの水平一軸振動試験等
仕様	台の寸法:1.5 × 2.5m、積載重量:3t 速度:90cm/s、変位:±150mm

【500kN 自動コントロール加力試験機】

構造グループが所有する装置に取り付け、水平や鉛直で の加力を行うための装置です。2台の試験機をパソコン制 御で連動して動かすことも可能で、様々な試験に対応する ことが可能です。



用途	上下2層の耐力壁の面内せん断試験、各種部材の引張・ 圧縮等の試験等
仕様	荷重:±500kN 変位:1000mm

3.第一期施設機器整備事業の成果

新たな試験棟が稼働して4年が経過しました。その間 様々な試験を実施させていただき、試験棟や試験装置を使 いながら、各職員で知恵を出し合い、少しずつ試験環境の 改善を行ってきました。需要の多い試験装置で優先的に試 験が行えるように配置の変更や、各設備に作業床を設け て、試験を行う際の安全性を高めました。

試験終了後のアンケートで、好意的な回答を多くいただ いていること(この場を借りて感謝いたします)、旧棟時 代は年間490件だった試験依頼が、新試験棟になって、年 間540件と約1割増加していることから、旧棟時代と比べ、 効率的な試験を実施できるようになってきたと思っていま す。今後も5S活動を継続的に行い、安全で確実な試験サー ビスを提供できるよう、努めてまいります。

試験棟の規模を大きくし、大型の試験機を導入したこと で、RC造や大断面木造の実大規模の大型試験が実施可能 となりました。構造グループにおける試験依頼を業種別に 比率 (表1) でみると、大型試験に対応可能になったことか ら、新規顧客の確保にも効果があったと考えられます。

表1 試験依頼における依頼者の業種の比率

	依頼者の業種			
	ハウスメーカー	ゼネコン	建材メーカー	
新棟	24%	22%	54%	
旧棟	25%	5%	70%	

4.おわりに

近年の地震や集中豪雨など想定を超えるような自然災害 を受け、建築物に要求される試験ニーズも変化してきてい ます。今後も試験ニーズに対応するために必要な設備投資 を行い、試験設備・環境を充実させるとともに、技術力の 向上にも取り組み、安心して試験をご依頼いただけるよ う、職員一同取り組んでまいります。試験が必要な際は、 お気軽にお声掛けいただけますよう、お願いいたします。

author



上山耕平 総合試験ユニット 中央試験所 構造グループ 統括リーダー < 従事する業務 > 構造部門における業務の統括

【お問い合わせ先】

中央試験所 構造グループ

TEL: 048-935-9000 FAX: 048-935-1720

~中央試験所

第一期施設機器整備事業の成果~

(その2:動風圧試験棟)

1.はじめに

第一期施設機器整備事業として新試験棟を建設し、2017 年度から本格的に試験業務を開始した動風圧試験棟につい て、その概略と成果をご報告いたします。また、新試験棟 建設後に導入した試験設備、及び動風圧試験棟における今 後の予定についてご紹介いたします。

2.動風圧試験棟の試験設備の概要

現在の試験設備の概要を表1及び表2に示します。

表1 動風圧試験設備の概要

項目	概要・仕様		
チャンバー名称	小型チャンバー	大型チャンバー	屋根チャンバー
最大圧力	±9800 Pa	± 10500 Pa	± 10500 Pa
最大脈動振幅	± 750 Pa	± 750 Pa	± 750 Pa
脈動周期	2 sec ~	2 sec ~	2 sec ~
散水量	2~6 L/(min·m²)	2~6 L/(min·m²)	2~6 L/(min·m²)
試験体外寸	1980 × 1980 mm 2480 × 2480 mm 2980 × 3480 mm	2480 × 2480 mm 3980 × 2980 mm 4980 × 3980 mm	2050 × 2050 mm 4180 × 3680 mm

表2 大型送風散水試験設備の概要

項目	概要・仕様			
吹出口 開口寸法	1400 × 1400 mm	2000 × 2000 mm	2500 × 2500 mm	
最大風速	66 m/s 47 m/s 33 m/s			
脈動風	周期 3.6~5.0 sec 風速比 高速風:低速風 = 1:0.5~1:0.7			
突風	立ち上がり時間 3.0 sec 風速比 高速風:低速風 = 1:0.4			
噴霧水量	2~6 L/(min⋅m²)			
ターンテーブル	外径 3000 mm 角度設定範囲 ±170度 最大回転速度 ±1.5度/sec			
注)吹出口開口寸法の2000×2000 mm は、2018年12月に導入				

表1の試験設備は、旧試験棟において実施していたチャ ンバーを用いた気密性、水密性、耐風圧性に関する性能試 験を実施する試験設備を一部拡張した仕様になっておりま す。旧試験棟と比較して試験室のスペースが広くなったた め、複数の作業が同時に実施することができるとともに、 大型部材の試験にも対応が可能となりました。

表2の試験設備は、整備事業において新たに導入したも のであり、日本で最大規模の大きさと能力を有したものと なっております。導入当初(2017年度)は、吹出口開口寸 法が1400mm角と2500m角の2種類でしたが、試験のお問 い合わせ内容や依頼状況を勘案して、吹出口開口寸 2000mm 角を2018年12月に導入しました。現在は、この3 種類の吹出口を目的に応じて試験を実施しています。

3. 第一期施設機器整備事業の成果

近年の異常気象に伴う突風、ゲリラ豪雨、大型台風など の対策として、屋根や壁の建物外皮または屋外設置物など に高い性能が要求されるケースがあり、これらの要求性能 を確認する目的として、当センターの試験設備をご活用い ただいている状況にあります。

整備事業において新規に導入した大型送風散水試験設備 は、今まで当センターをご利用いただいたことがない建築 以外の新規分野からも試験をご依頼いただいている状況に あります。また、大型化する台風により想定される被害と その対策に関する検証に利用された結果の一部がテレビ放 映された例もございます1-3)。さらに、特殊な事例として、 スピードスキーの滑走時における最適な滑走姿勢の検討用 のトレーニングにもご活用いただいております4)。

新棟建設後の試験設備で実施した試験の一例になります が、試験実績の概要を表3及び表4に示します。動風圧試 験装置を用いた試験では、いくつかの試験方法が整備され ているため、これらに基づいて試験を実施しております。 なお、依頼者のご要望によっては既存の試験方法をそのま ま適用することができないケースがあるため、適宜、打ち 合わせを行って条件等を検討して試験を実施しております。 一方、大型送風散水試験装置を用いた試験では、試験方

法が整備されていないため、依頼者の目的に応じて試験方 法をその都度検討しながら試験を実施しておりましたが、 この部門における学術的専門家の先生方にご協力いただ き、昨年度末に、表5に示す2つの規格を整備することが できました。これによって、試験で想定する状況(適用範 囲)を明確にすることができ、一部の試験については適切 に評価することが可能となりました。

試験の受託状況は、新棟の試験設備以外を利用した試験 依頼も含まれた動風圧部門における試験の依頼件数の集計

表3 動風圧試験装置による試験実績の一例

試験内容	試験対象	参考規格
窓・壁等の水密性 (防水性) 試験		JIS A 1414 JIS A 1517
窓・壁等の気密性試験	窓、壁等	JIS A 1516
窓・壁等の耐風圧強度試験		JIS A 1515
屋根の防水、耐風圧強度試験	屋根	JIS A 1414
カーテンウォールの水密、耐風圧試験	カーテンウォール	JASS14
換気部材等の送風散水による防水、 耐風圧性試験	換気部材等	JSTM L 6401 JASS 12

表4 大型送風散水試験装置による試験実績の一例

試験内容	試験対象
送風試験	屋根材、太陽光パネル、太陽集熱器、緑化用資材、看板・ 表示物・ルーバー・柵・エクステリア物品等の屋外設置物
送風散水試験	屋根材、壁、建具、キャビネット、宅配ボックス、換気部材、 エクステリア物品等の屋外設置物

表5 2020年2月に制定した建材試験センター規格

規格番号	規格名称				
JSTM J 6403	金属板葺屋根の水漏れ試験方法 (送風散水試験法)				
JSTM W 6401	キャビネット及び宅配ボックスの水漏れ試験方法 (送風散水試験法)				

になりますが、新棟建設前は380件程度(2012~2016年度の平均)であったものが新棟建設後は410件程度(2017~2020年度の平均)となっております。これは、試験設備の拡充を行ったことによる効果と、大型送風散水試験設備を新規導入したことによって新規分野からの試験受託によるものと考えられます。また、件数の増加に伴い、収益の増加にも繋がっており、整備事業の成果が数値として表れております。さらに、新棟を利用することによる件数増加だけでなく、新規分野の依頼者からの試験受託によって、当センターを知っていただくよい機会となり、新棟以外の試験設備を利用した試験受託に繋がっている点も第一期施設機器整備事業の成果と考えられます。

4.動風圧試験棟における今後の予定

現在、立会試験のときに使用する観察用モニタの設置準備を進めております。試験を実施しているときは安全確保





写真1 カメラ

写真2 観察用モニタ

のため試験実施者以外は試験装置に近づくことができないケースがありますので、カメラ(**写真1**)を試験装置の近くに設置して、安全な場所でモニタ越しに観察いただく(**写真2**)ことを計画しております。

5.おわりに

本報告では、第一期施設機器整備事業において建設した 新試験棟の動風圧部門における成果の一部についてご報告 しました。2017年度の本格稼働から約4年が経過しました が、今後も、社会情勢や顧客ニーズ等を把握するととも に、技術力向上に努め、信頼性の高い試験サービスに努め てまいりますので、引き続き、当試験設備をご活用いただ けますと幸いです。

author



萩原伸治 総合試験ユニット 中央試験所環境グループ統括リーダー博士(工学) <主な担当業務> 環境部門における業務の統括

【お問い合わせ先】

中央試験所 環境グループ

TEL: 048-935-1994 FAX: 048-931-1937

参考文献

- 1) 建材試験センター ホームページ お知らせ 2019/11/29 https://www.jtccm.or.jp/topics/tabid/552/Default.aspx?itemid=286&dispmid=1451 (参照: 2021.09.03)
- 2) 建材試験センター ホームページ お知らせ 2019/11/05 https://www.jtccm.or.jp/topics/tabid/552/Default.aspx?itemid=232&dispmid=1451 (参照: 2021.09.03)
- 3) 建材試験センター ホームページ お知らせ 2018/09/08 https://www.jtccm.or.jp/topics/tabid/552/Default.aspx?itemid=229&dispmid=1451 (参照: 2021.09.03)
- 4) 風と流れのプラットフォーム:スピードスキー日本代表選手のトレーニング方法の調査 http://www.jamstec.go.jp/ceist/kazenagare-pf/movie-db/index.html (参照: 2021.09.03)



建築ドローン領域の創成

ドローンを活用した建築技術や 運用について

1.はじめに

ドローンは「空の産業革命」と言われており、様々な分 野でドローンが導入・活用されている。これらドローンが 社会的に注目された背景は、2015年4月に首相官邸の屋根 の上にドローンが墜落したことによる。当時、私がテレビ でこの事件を目にした時、首相官邸という国の重要施設に 対してドローンにより空中から簡単に侵入される脅威を感 じた。一方で、適正にドローンを運用できれば新規開拓・ 成長分野としてなり得るとの両方の思いが浮かんだ。つま り、今後、ドローンの導入や普及のためには規制と活用の 両方の整備が求められるだろうと感じた。早速、私は 2016年度からスタートする建築研究所・第4期中長期計画 に向けて、新しい研究領域を創出するために建築内外の研 究事例調査を行い、ドローンは建築研究所として大きな枠 組みの中でその活用と規制の在り方について検討されるべ き重要な研究テーマだと判断した。それ以降、私は建築分 野におけるドローン及び関連技術の環境整備を中心とし て、産官学連携や異分野連携を行い、ドローンの社会実装 を目標に様々な活動を続けている。

このような背景を通して、本稿ではドローンをキーワードとして、世界での動向、国内でのドローン分野の環境整備、そして建築分野の動向と関連技術について紹介する。

2.世界におけるドローン分野の動向

ドローンは元々軍事利用を目的として開発され、世界の中での技術革新を経て、民生品として安価なドローンとして普及した背景がある。さらにドローンは空飛ぶIoTとも呼ばれており、カメラや通信機能を搭載し遠隔地での現場の情報を収集し、タブレットやスマートフォンのデバイスによりドローンを制御することができる。今のトレンドワードで言えば、ドローンは無人化、デジタル技術、そしてDXが最初から具備された技術であり、世界の中では大きな産業の一つとして位置付けられている。世界のドローン市場規模は2018年では約1.5兆円あり、2024年には4.7

兆円を超える成長が期待されているり。世界のドローン産業を牽引している国は中国、米国、フランスであり、日本は厳しい状況に置かれているが、今後の国内の環境整備や技術開発に期待したいところである。一方、ドローンの国際標準化については、2021年2月に無人航空機(ドローン)の操縦訓練に関する国際規格「ISO23665 Unmanned aircraft systems - Training for personnel involved in UAS operations」2)が発行された。この規格は日本がISO側に提案したものであり、ドローン操縦訓練に関する世界共通の要件が定められている。また、本ISO規格を提案したISO/TC20/SC16では、2014年に無人航空機の国際標準化を担当する専門委員会として設置され、ドローンの安全な飛行に向けて、機体、手順、運行管理システム等に関する国際規格開発を進めている。

3.国内におけるドローン分野の動向

3.1 国内におけるドローン市場 (2021年8月時点) 3)

国内のドローンビジネス市場規模については、**図1**に示すように機体、サービス(ドローンを活用した業務)、周辺サービス(バッテリー等の消耗品、定期メンテナンス、人材育成や任意保険)に分類すると、2016年度は機体開発の市場が大きかったが、現在ではドローンを各サービス分野で運用していくための市場が拡大化している。そのド



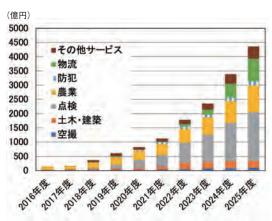


図2 ドローンサービス市場の分野別市場規模3)

ローンサービス市場においては、**図2**に示す空撮、土木・建築、点検、農業、防犯、物流について分類される中で、点検市場の割合が高くなっている。これら点検分野とは橋梁、鉄塔、基地局、発電施設、プラント、工場やビル、船舶といったインフラや設備点検が含まれている。さらに、最近では土木・建築分野についても注目されており、小型ドローンを活用し、人による点検が困難であった天井や屋根裏空間、配管ダクトの中などの点検を行う事例も増えており、新しい点検領域として期待されている。

3.2 ドローンの法整備4)

ドローンに関わる法整備は、前述の2015年4月の首相官 邸無人機墜落事件を契機として本格化し、同年12月に改 正航空法により、ドローンの定義や飛行ルールが定められ た。また、航空法以外の規制、例えば小型無人機等の飛行 禁止法等の法律も整備され、ドローンを取り巻く規制は複 雑化している。ここではドローンを用いて建築物の点検調 査を実施する場合を例として、航空法について紹介する。 ドローンの飛行許可申請が必要となる要件は、①飛行空域 と②飛行方法に分類されている。①について、図3に示す ように(A)空港等の周辺の上空の空域、(B)緊急用務空域、 (C) 150m以上の高さの空域、(D) 人口集中地区の上空の4 つの空域に該当する場合は、飛行許可申請が必要となる。 例えば、都市部での建築物の調査については(D)が該当 する場合が多い。②については下記の[1]~[10]のドロー ンの飛行ルールが定められている。この中で[5]~[10] のルール(図4)によらずに無人航空機を飛行させようとす る場合には、地方航空局長の承認を受ける必要がある。

- [1] アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- [2] 飛行前確認を行うこと
- [3] 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう 飛行させること
- [4] 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- [5] 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- [6] 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること

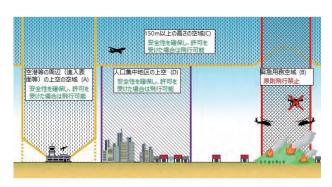


図3 飛行許可が必要となる空域 4)



図4 飛行承認が必要となる飛行の方法4)

- [7]人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など) との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- [8] 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- [9] 爆発物など危険物を輸送しないこと
- [10] 無人航空機から物を投下しないこと

この中で建物外壁点検では、[7]番の第三者やその物件 に対する距離30m未満、あるいは(D)人口集中地区でのド ローン飛行が想定され、ドローンの飛行許可申請が必要と なる。しかし、今年10月の航空法改正での係留利用によ り規制が緩和され、ドローンの利用促進が期待される。さ らに、ドローンによる物の輸送については、離発着が建物 間で実施されることも予想され、航空法は建築関係者にと っても重要な法令となる。これに関しては、2021年3月9 日にドローンに関わる航空法等の一部を改正する法律案が 閣議決定され、ドローンなどの無人航空機の「有人地帯上 空での補助者なし目視外飛行 | (レベル4飛行)を実現する ための制度整備が行われている。このレベル4は、都市の 物流・警備、発災直後の救助・避難誘導・消火活動の支援、 都市部のインフラ点検などを対象としている。来年度以降 に、都市上空でドローンが飛行させる取り組みが行われ、 地上の都市・建築の空間においても同様の環境整備が求め られてくると思われる。

4.ドローンを活用した建築技術

4.1 各建築部門におけるドローンの活用

各建築部門において、ドローンの開発や導入が進められている。**表1**は日本建築学会大会においてドローン、無人航空機(無人機)、UAV (Unmanned Aerial Vehicle)をキーワードとした研究題目について取り上げた論文を示し

表1	建築分野し	こおけるドロ-	-ンの活用と水準

年度	建築分野におけるドローンの活用					合計		
平反	点検	災害	都市	工事	環境	輸送	文化	
2012	0	0	0	0	0	0	1	1
2015	0	0	3	0	0	0	0	3
2016	3	0	0	1	0	0	0	4
2017	6	3	1	1	3	1	0	15
2018	11	3	0	1	0	1	0	16
2019	8	3	0	0	2	0	0	13
2020	7	3	0	0	1	0	2	13
合計	35	12	4	3	6	2	3	65

ている。2015年頃から建物の点検をキーワードにした論 文が増え始め、次に災害にドローンを使う事例が続いてい る。なお、研究論文の中からは上記キーワードを抽出でき ていないが、ドローンが研究のツールの一つとして利用さ れてきていることがうかがえる。なお、2021年度日本建 築学会大会では研究協議会「ドローン技術の社会実装」が 行われ、ドローンの安全確保、及び施工管理、外壁調査、 建築設備、災害分野へのドローン活用と課題について紹介 され、ドローンの普及が徐々に見え始めている。

4.2 建築研究所におけるドローン関連研究紹介

私は建築研究所におけるドローン技術について、①建物 調査、②災害調査、③デジタル技術、④安全技術の4つを キーワードとして各種研究を実施している。本稿は①につ いて特に重要な項目について記述する。

4.2.1 ドローンによる建物調査

私が最初にドローンを飛ばしたのは、写真1に示す端島 (軍艦島)であった。2016年に日本コンクリート工学会の 委員会活動の一環として、屋根防水の調査のためにドロー ンを用いた。ドローンに搭載されたカメラにより100m上 空から軍艦島の全景を撮影し、建物屋根面の保護コンク リートの破損状況やその内部のアスファルト防水の状況を 観察した。また、外壁についてはコンクリートや鉄筋腐食 状況の観察や、部屋の内部状況について把握し、ドローン による調査の利点は、建物群の全体撮影から各建物の状況 撮影に至るまで短時間で実施可能であり、時間的なメリッ トが大きいことを実感した。

次に、ドローン搭載のカメラによる定量的な検討事例を 示す。ドローンに搭載されるカメラにより、コンクリート のひび割れを抽出し、3次元あるいは2次元モデルの図に 置き換え、ひび割れ幅や長さを示している(図5及び図6)。 これら情報は、建物の補修・改修における基礎情報となり、 また今後の点検のための記録としても重要な情報となる。 次に、別物件の事例として、5階建てRC造建築物におけ る外壁と屋根について、地上からの調査委員の目視点検 と、地上調査員とドローン撮影のハイブリットでの調査を



写真1 ドローンで撮影した端島(軍艦島)の状況(2016年12月時点)

比較した例を**表2**に示す。地上からの調査員による目視調査では、外壁・巾木(高層部)、バルコニー手摺・床面、小庇での調査可能の割合が低い。しかし、上記箇所をドローンの撮影により補完することで、建物調査範囲を広げることが可能となる。

4.2.2 赤外線搭載ドローンによる建物調査

ドローンの優位性の一つは、ドローンに計測機器を搭載 して調査を行うことにある。その例として、赤外線搭載ド ローンに関わる調査事例を紹介する。タイル外壁等の定期 調査について、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、 原則10年ごとにテストハンマーによる全面打診などによ る調査が求められている。しかし、全面打診による仮設足 場による費用負担の問題や点検調査の効率化が求められ る。これより、2017-2018年度に国土交通省建築基準整備 促進事業 (T3) 6) が実施され、実建物を用いての赤外線装 置を搭載したドローンによる調査を実施し、実施要領を作 成した。さらに、これら成果を踏まえて、2020年度に新 エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が「規制の精 緻化に向けたデジタル技術の開発/ドローン等を活用した 建築物の外壁の定期調査に係る技術開発」がに取り組んだ。 本事業には建築研究所も協力し、日本建築防災協会、日本 建築ドローン協会、神戸大学、日本アビオニクス、コンス テックの事業者が、**写真2**に示すドローン飛行時における





図5 ドローンで撮影した建物壁面の3次元モデル

表2 5階建てRC造建築物外壁と屋根調査結果5)

			調査で	きた範囲		
测查対象部位	対象而積	対象而積 副查員調查			ドローン調査 ハイブリッド調査	
		面積	割合	而積	割合	
外壁·巾木	134.2 m²	87.4 m²	65%	134.2 m²	100%	
バルコニー手摺壁外壁側	50.6 m²	50.6 m²	100%	50.6 m ²	100%	
バルコニー手摺壁内壁側	32.5 m²	6.5 m²	20%	8.0 m ²	25%	
バルコニー手摺壁天端	4.8 m²	0.96 m²	20%	4.8 m ²	100%	
バルコニー床面	53.4 m²	10.7 m²	20%	42.7 m²	80%	
バルコニー上裏(1階除く)	49.7 m²	49.7 m²	100%	49.7 m²	100%	
大庇(上裏・見付)	24.5 m²	24.5 m²	100%	24.5 m²	100%	
小庇(上裏·見付)	8.8 m²	8.8 m²	100%	8.8 m²	100%	
小庇(天端)	5.6 m²	0 m²	0%	5.6 m²	100%	
妻側外壁・巾木	81.2 m²	81.2 m²	100%	81.2 m²	100%	
妻側庇上裏·見付	5.7 m²	5.7 m²	100%	5.7 m²	100%	
屋根	534.6 m²	534.6 m²	100%	534.6 m²	100%	

風などの外乱の影響下でも高い性能を維持する小型赤外線 装置と、これを搭載して安全な外壁調査を実現する近接調 査用ドローンシステムを開発した。今後、外壁タイルの点 検調査においてこれまでの打診検査と併用しながら、赤外 線装置を搭載したドローンの適用範囲を決めた上で効率的 に調査する方法が普及していくものと考えられる。

4.2.3 屋内狭所空間でのマイクロドローンの活用

産業用ドローンや一般的なドローンは、屋外での無限の空域内での利用を想定して開発されており、ある程度の重量と大きさを持っている。また、ドローンには障害物検知センサーやジオフェンスなどの安全機能を具備し、屋外環境における安定飛行を可能とし、各種サービスに応じて仕様がカスタマイズされている。一方で、狭い、暗い場所での限られた屋内空間でのドローン利用も期待されている。このような屋内環境では屋外と異なり、ドローンの大きさは制限され、建築狭所空間ではマイクロドローンと言われる写真3の左側に示す重量200g未満の小さなドローンが利用されている。例えば、マイクロドローンは天井裏、床下などの人の目が届かない場所で飛行させることも多いため、操縦者は写真4に示すようにゴーグルを装着して、マイクロドローンに搭載されたカメラを通して狭所空間を操縦飛行する場合もある。

なお、屋外空間と屋内空間でのドローンの利用は空間の



図6 ドローンで撮影した建物壁面の2次元モデルに ひび割れ位置・長さ・幅を記入



写真2 近接調査用ドローンシステム7)



マイクロドローンA マイクロドローンB 小型ドローンC 写真3 マイクロドローンの例



写真4 ゴーグルを装着し、マイクロドローンにより 天井裏を点検している状況

表3 屋外と屋内空間でのドローン活用の比較

空間	屋外空間	屋内空間 (閉空間)
関連法令	航空法等	建築基準法等
空間領域	無限大 (∞)	有限
ドローン	大型~小型	小型~マイクロドローン
飛行難易度	高 (飛行レベル4) 〜低 (航空法・飛行申請不要)	高(非GPS環境下)
活用領域	ドローン分野全体	各建築部門

違いだけではなく、別の条件も異なってくる。例えば、表 3に示すように、ドローンでの屋外飛行は主に航空法、小 型無人機等飛行禁止法、道路交通法等が適用されるが、屋 内では航空法適用除外となる。また建築基準法等が関係す るかもしれないが、建物所有者の許可等に大きく依存し、 建築側での適正な判断が必要となる。一方、屋内では自己 位置推定のためのGPS捕捉が利用できず、飛行高度維持 機能もない場合もあり、さらに飛行空間直径1m以内で飛 行させるマイクロドローンの場合は、極端に操縦難易度が 高くなる。これより、建築狭所空間におけるマイクロド ローンの利用においては、新たな環境整備が必要となる。

これら背景により、私はWG主査として2020年に(一社) 日本建築ドローン協会内に建築狭所空間ドローン利活用 WGを設置し、各建築部門の専門家及びマイクロドローン の高度操縦技能者から構成されるWG委員と協議し、狭所 空間における調査業務を遂行可能な人材教育と業務支援を する取り組みの検討をスタートした。また、2021年3月に はマイクロドローン活用セミナーを開催し、マイクロド ローンに関わる開発から活用に至る最新情報をご提供し、 マイクロドローンのWG活動の進捗状況について報告した。

5.ドローンの運用例

ドローンを各サービス分野で運用していくためには、安

全対策が必要不可欠となる。前述の通り、屋外での飛行に ついては航空法やその他法令に従い、安全飛行を実施する ことになる。一方で、建物の点検調査においては、2017 年当時、ドローンは近接調査そして人口集中地区での利用 が想定されるため、建築分野独自の新たな具体的な安全対 策が必要となった。ここで、建築分野でのドローン利用の 安全運用を中心に検討を進めてきた(一社)日本建築ドロー ン協会 (JADA) では、2018年に 「建築物へのドローン活用 のための安全マニュアル」を作成し、このマニュアルをテ キストとして「建築ドローン安全教育講習会」9)を実施し た。本マニュアルは、図7に示す技術編と実用編の2編か ら構成されおり、技術編において、第1章では建設業にて ドローンを安全に運用することを前提とした適用範囲、基 本方針、関係法令等の基礎を説明している。第2章ではド ローンの活用に関わる建築知識を説明している。第3章で は建築業務でドローンを活用する際に必要となるドローン の制御技術、搭載機器、電波・無線に関する技術について 記述している。実用編において、第4章では施工管理に関 わるドローン飛行時の安全管理を徹底させることを重要視 し、責任体制、飛行計画等について建設現場で適用できる ように示している。第5章ではドローンを活用して安全に 建築物の調査を実施することを前提とし、要求事項と優先 順位、調査手順、予備調査、調査結果報告までの一連の過 程を詳述している。この第4章と第5章において、図8に 示すように建築物の点検調査及び工事において、ドローン に関連する職務の遂行に責任を負う者を「建築ドローン飛 行管理責任者」として定義している。この責任者は、建築 を専門とする調査者とドローンを操縦する者のコーディ ネーターの役割を担うシステムを提案し、建築ドローン飛 行管理責任者の責務と権限、職務と役割を担う。また、 2019年に「建築ドローン標準業務仕様書(案) 【点検・調査 編】」10)を制定した。その目次を表4に示す。本仕様書 (案) は建築物に関わるドローンを利用した点検調査業務 の発注に用いることを念頭に、発注者がドローンを使用す る受注者に対して指示する事項を定めるために作成され

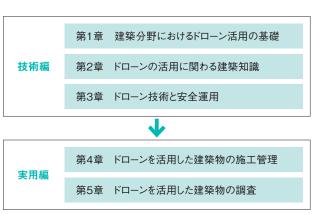


図7 JADA「建築物へのドローン活用のための 安全マニュアル」の構成9)

建物調査者(建築施工者)

ドローン操縦者 (ドローン事業者)

建築ドローン飛行管理責任者 (建築物を対象にドローン業務を 担当する責任者)

図8 JADAマニュアルで定義する ドローン飛行管理責任者の役割⁹⁾

た。仕様書(案)にはドローンによる建物点検調査に係る 現状確認、基本調査、詳細調査の必要事項や報告について 記載されている。このようにドローンの運用については、 建築物を対象とした安全飛行を前提としたルールが徐々に 整備されつつある。

6.まとめ

ドローンは、生活の道具の一つとして社会実装される可能性が高い技術であると考えられる。例えば、自動車のように物を運ぶための手段として使われ、ドローンの延長線上には、政府が取り組んでいる「空飛ぶ車」などがドローンの派生技術として挙げられる。またドローンは、無人飛行機(回転翼)以外に、VTOL(垂直離着陸飛行機)、ローバー、ヘリコプター、水中ドローンなどの陸海空で利用でき、ドローンに搭載されているフライトコントローラーにより自動制御も一般化しつつある。さらにドローンとAI、XR、IoTなどの技術とを融合してヒューマノイドへと拡

表4 (一社)JADA建築ドローン標準業務仕様書(案) 【点検・調査編】¹⁰⁾

第1章 総則

- 7.1 早 10.5 1.1 目的
- 1.2 適用範囲
- 1.3 用語
- 1.4 関係法規等の遵守
- 1.5 ドローン点検・調査の実施組織
- 1.6 ドローン点検・調査における安全対策

第2章 ドローンを利用した建築物の点検・調査

- 2.1 総則
- 2.2 ドローンを利用した建築物の基本調査 (ドローンを用いた外観調査)
- 2.3 ドローンを利用した建築物の詳細調査 (ドローンを用いた詳細調査)
- 2.4 ドローンを利用した建築物の現状確認 (ドローンを用いた現状確認)
- 2.5 点検・調査機器(撮影機器とドローンの機種)の選定
- 2.6 事前調査
- 2.7 ドローンを利用した建築物の点検・調査実施計画書
- 2.8 ドローンを利用した建築物の点検・調査の実施
- 2.9 ドローンを利用した建築物の点検・調査結果の報告
- 2.10 記録と保管
- 2.11 個人情報 (プライバシー権) の保護

第3章 ドローン等機器類

- 3.1 ドローンの機能の条件
- 3.2 ドローンを利用した建築物の点検・調査に使用する各種測定 装置に対する条件
- 33 機器類の管理
- 3.4 データの管理

張させることも可能であると考えられる。一方で、技術が 高度化するほど、私たちはその技術利用の選択と運用に対 する責任が求められる。建築物の点検を例に挙げると、タ イル外壁の浮き検出のために、ドローンに搭載する赤外線 装置を利用することは省力化に繋がり、技術の高度化にも なるが、現時点では同じ装置を利用しても浮きの検出の結 果は異なる場合がある。これは技術から得られた結果に対 して、運用側(人)が客観的にその結果を評価可能な能力 を持ち合わせていないと、人が技術に依存・支配されるこ とになり、所謂、シンギュラリティ(技術的転換点)の例 とも言える。これより、ドローンなどを建築技術として導 入・活用する上では、今以上に運用する側の理解や技術・ 運用能力が必要になると思われる。

引用·参考文献

- 1) 野波健蔵:続・ドローン産業応用のすべて一進化する自律飛行が変える未来一、オーム社、2020年8月
- ISO 23665: 2021, Unmanned aircraft systems Training for personnel involved in UAS operations (https://www.iso. org/standard/76592.html)
- 3) 春原久徳, 青山祐介: ドローンビジネス調査報告書2021, インプレス総合研究所, 2021年4月1日
- 4) 国土交通省:無人航空機 (ドローン等) の飛行ルール, http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
- 5) 冨沢彰之他: 建物の各種点検におけるドローン活用の優位性の 検証, 日本建築学会大会学術講演梗概集(東海), pp.1061-1062, 2021年9月
- 6) 国土交通省建築基準整備促進事業T3:非接触方式による外壁調査の診断手法および調査基準に関する検討, https://www.mlit.go.jp/common/001288930.pdf, 2018
- 7) NEDO, 日本建築防災協会, 日本建築ドローン協会, 神戸大学, 日本アビオニクス, コンステック: ドローン等を活用した建築物 の外壁の定期調査に係る技術開発, https://jada2017.org/ news/notice/1092, 2021年4月
- 8) 宮内博之:屋内狭所空間におけるマイクロドローンの活用と課題 に関する調査,日本建築学会大会学術講演梗概集(東海), pp.1069-1070,2021年9月
- 9) (一社) 日本建築ドローン協会: 建築ドローン安全教育講習会, https://jada2017.org/recture
- 10) (一社) 日本建築ドローン協会: 建築ドローン標準業務仕様書 (案) 【点検・調査編】, https://jada2017.org/news/activity/801, 2019年9月27日

author



宮内博之 国立研究開発法人建築研究所 材料研究グループ 主任研究員



コンクリート材料の高温時特性の解明を日指して

温度上昇時におけるコンクリート 試験体の重量減少に関する考察

1.はじめに

火災加熱を受けるコンクリート構造物について熱応力解 析を行う場合、コンクリートの熱膨張ひずみと高温時応力 - ひずみ関係に加えて、圧縮応力を受けながら温度上昇す る際に生じる載荷時熱ひずみを定式化する必要がある。こ の載荷時熱ひずみは、クリープひずみや応力ひずみが一体 となった収縮ひずみであり、コンクリートが加熱されるこ とで生じる水分の蒸発やセメント水和物の脱水と深く関係 していることが知られている。そのため、これらの水の逸 散性状との関係に基づき載荷時熱ひずみを定式化できれ ば、熱応力解析の精度をより高められる可能性がある。そ の際、水の逸散性状を定量的に表す要因として、加熱時に おけるコンクリートの重量減少を用いることは有効であ る。このような重量減少のデータとして、粉末試料を用い た熱分析によるものは数多く報告されている。一方、コン クリートが構造物の部材のように一定の体積を有する場合 と粉末試料の場合では、同じ加熱を行ったとしても水分の 逸散性状が異なることが想定される。そのため、構造物の 熱応力解析に資することを目的とした場合、一定の体積を 有するコンクリート試験体が加熱される際の重量減少の経 時変化に関するデータが必要となる。

表1 実験条件および試験体の含水率

試験体記号	水セメント比	養生条件	密度 (g/cm³)	重量含水率
65A	0.65	気乾	2.23	2.13%
65D	0.65	絶乾	2.19	0.03%
65S	0.65	封かん	2.30	6.62%
50A	0.50	気乾	2.27	2.81%
50D	0.50	絶乾	2.21	0.04%
40A	0.40	気乾	2.30	3.31%
40D	0.40	絶乾	2.23	0.06%

以上より、本研究では、様々な水分条件を有するコンク リート試験体の重量減少測定実験を実施し、800℃までの 温度上昇時における試験体の水分損失について考察を行っ た。なお、本研究における技術的な内容の詳細は日本火災 学会論文集1)に掲載されているため、興味のある方は参照 されたい。

2.実験条件および試験体

本研究では、コンクリート試験体の水分条件が温度上昇 時における重量減少に及ぼす影響を検討するため、試験体 の水セメント比および養生条件を実験条件とした(表1)。 実験方法および実験結果を4.2節に示す。

コンクリート試験体の使用材料を表2、調合条件を表3 に示す。試験体の寸法は、φ75×150mmである。試験体 は、材齢28日まで標準水中養生を行った後、20℃・60%R.

表2 コンクリートの使用材料

セメント [C]	普通ポルトランドセメント ·密度:3.16 (g/cm³)
粗骨材 [G]	硬質砂岩 ・絶乾密度:2.63 (g/cm³) ・吸水率:0.60% ・最大寸法:20 (mm)
細骨材 [S]	陸砂 ・絶乾密度:2.53 (g/cm³) ・吸水率:1.91%
混和剤 [Ad]	AE減水剤

表3 コンクリートの調合条件

W/C	S/ (S+G) (% by vol.)	W	C (kg/	S /m³)	G	Ad/C (% by mass)
0.65	47.0	176	271	841	973	0.25
0.50	45.0	176	352	777	973	0.25
0.40	42.6	176	440	704	973	0.25

H.に設定された室内で養生を行った。その際、気乾状態 (Air-dried) で養生を行った試験体を気乾試験体、ビニルシートで包んだ状態 (Sealed) で養生した試験体を封かん 試験体と呼ぶ。また、気乾試験体と同様の養生を行い、実験前に 105 $^{\circ}$ に設定された乾燥機内で 14 日間の事前乾燥 (Oven-dried) を行った試験体を絶乾試験体と呼ぶ。各試験体の実験時における材齢は 414 \sim 425 日である。

3.試験体が含有する水の定量化

本研究では、コンクリートに含まれる水を蒸発性水分、セメント水和物のゲル水および化学結合水、骨材の結晶水の4種類に大別した。これらの水の逸散がコンクリート試験体の重量減少に及ぼす影響を明らかにするため、各水量の定量化を行った。

3.1 蒸発性水分

コンクリート中の蒸発性水分は一般的に、105℃で乾燥 することで生じる損失分と分類され、主にセメント水和物 の毛管水および骨材の吸収水から成ると考えられる。本研 究では、試験体を105℃で14日間乾燥した際に生じる重量 減少を蒸発性水分量と定義した。表1に気乾試験体と封か ん試験体の乾燥後重量に対する含水率、表4に各試験体の 蒸発性水分量を示す。なお、乾燥を始めて7日から14日に かけての重量変化率は0.02~0.05%であり、水セメント比 が小さいほど値が大きくなったが、いずれも0.1%以下で あったことから、14日間乾燥時の試験体重量を恒量とみ なした。気乾試験体の含水率は、水セメント比が小さい試 験体ほど高くなった。また、封かん試験体の含水率は、気 乾試験体の約3倍であった。表1と表4には、絶乾試験体 の含水率および蒸発性水分量も併せて示す。蒸発性水分量 は絶乾試験体を105℃で14日間乾燥した際の重量減少とし、 蒸発性水分量を乾燥後重量で除すことで含水率を算出し た。絶乾試験体の含水率はいずれも0.1%未満であった。

3.2 セメント水和物のゲル水および結合水

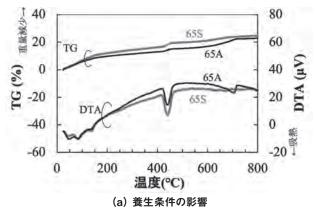
セメント水和物のゲル水とは、C-S-H (けい酸カルシム水和物)の層間に表面力によって保持される水 (層間水、interlayer water) などを指す。また、セメント水和物に化学的に結合する水 (以下、結合水)の大部分は、Ca (OH) $_2$ (以下、CH) と C-S-H の結合水である。ゲル水と結合水は、105 $\mathbb C$ 以下では蒸発しない非蒸発性の水 (以下、非蒸発水)に分類される $_2$ 。本報では、試験体が含有するゲル水量と

表4 試験体の含有する水分量(単位:g)

試験体	65A	50A	40A	65D	50D	40D	65S
蒸発性水分	30.9	40.6	48.6	0.43	0.62	0.94	98.9
ゲル水	16.3	19.9	29.8	16.7	26.1	32.0	19.6
結合水	19.7	24.2	36.1	20.2	31.7	38.8	23.7

結合水量を定量化するため、試験体と同様の養生を行ったコンクリートから採取したセメント水和物について熱分析実験 (TG/DTA) を行った。実験では、採取したセメント水和物をアセトンにより水和停止処理した後、 $44\mu m$ 未満に摩砕したものを試料とした。実験は窒素ガス下で行い、加熱速度は10 C/分とした。

熱分析実験の結果の一例を図1に示す。セメント水和物 の重量減少 (TG) は、150~400℃で一様に増加した後、 400~470℃にかけて吸熱反応と共に勾配が増大した。前 者の重量減少は主にゲル水の脱水、後者の重量減少勾配の 増加はCHの分解により結合水が放出されることによる。 CHの分解終了後も重量減少は継続するが、これはC-S-H の分解により結合水が放出されるためである。また、封か ん試験体以外では、550~700℃で吸熱反応と共に重量減 少の勾配が増加した。これは、CaCO₃(以下、CC)の分解 により CO2 が放出されるためである。 CC は、養生中にコ ンクリートが中性化したことにより生じたと考えられ、封 かん養生を行うことで外気に触れなかった65SではCCの 分解反応はほとんどみられなかった(図1 (a))。また、水 セメント比が小さいコンクリートは中性化が抑制されるた め、CCの分解に伴う重量減少も少なくなった(図1(b))。 CHの分解により放出された結合水の測定結果に基づき、 各試験体の含有するゲル水量と結合水量を算出20した結果 を表4に示す。同じ水セメント比で比較すると、絶乾試験



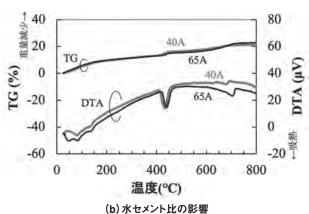


図1 セメント水和物の熱分析結果



体のゲル水量および結合水量は気乾試験体よりも多くなった。これは、105℃での絶乾養生によって水和が促進されたためと考えられる。また、封かん養生を行った場合も水和が促進されるため、各水量が増加した。

3.3 骨材の結晶水

骨材には、非蒸発性の結晶水が存在する。本研究で使用 した硬質砂岩の場合、400℃を超える温度では、結晶水な どの放出による重量減少が相当量生じることが報告されて いる3)。そのため、本報では骨材の結晶水等の放出により 生じる重量減少の定量化を行った。予備の骨材を保管して いなかったため、試験体と同様の養生を行ったコンクリー トから粗骨材と細骨材を採取した。採取した骨材は粉砕し た後、メノウ乳鉢を用いて十分に摩砕することで、骨材か らセメント水和物を分離するとともに、セメント水和物を 微粒化した。そして、0.15mm ふるいでふるい分けること で、セメント水和物を除去した。ふるいに残留した骨材試 料は、絶乾養生した後、実験に供した。粗骨材に対する細 骨材の重量比は、各試験体の調合における骨材の重量比の 平均である0.8とした。試料は、マッフル炉を用いて、コ ンクリート試験体の重量減少測定実験と同じ1.5℃/分の加 熱速度で加熱した。炉内温度が設定温度に到達後、試料を デシケーター内へ移動し、冷却してから重量を測定した。 設定温度は500℃および800℃とし、各温度につき2試料の 測定を行った。

図2に骨材の重量減少率と温度の関係を示す。500℃までの骨材の重量減少は僅かであるが、800℃では絶乾重量の約2%に相当する重量減少が生じた。既往の研究³⁾では、結晶水等の放出による骨材の重量減少は温度にほぼ比例して生じていることから、実験結果を下式により近似した(図2)。

$$M_a = 0.0071 \times (T_a - 480.6) \tag{1}$$

ここに、 M_a : 絶乾重量に対する骨材の重量減少率 (%)

 T_a :骨材温度(℃)

4.コンクリート試験体の重量減少測定実験

4.1 実験方法

コンクリート試験体の重量減少測定実験では、試験体を800℃まで加熱しながら試験体重量の測定を行った。加熱速度は、火災時における鉄筋コンクリート部材のコア部分における昇温速度を想定し、1.5℃/分とした。実験装置の概要を図3に示す。実験では、箱型電気炉を用いて同種類の試験体を2体ずつ、合計4体の加熱を同時に行い、同種類の試験体のうちの1体で試験体重量、残りの1体で試験体内部温度を測定した。試験体は、電気炉の上方からステンレスワイヤーで吊るしたステンレス籠に入れた状態で加熱した。電気炉からの直接の輻射を避け内部温度差を緩和するため、試験体の外周にはセラミック製耐火クロスを巻きつけた。重量測定用試験体は、ワイヤーの途中にロード

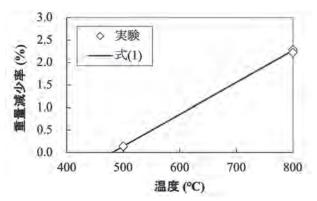


図2 骨材の重量減少測定結果

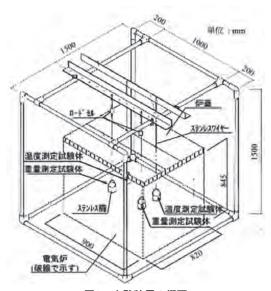


図3 実験装置の概要

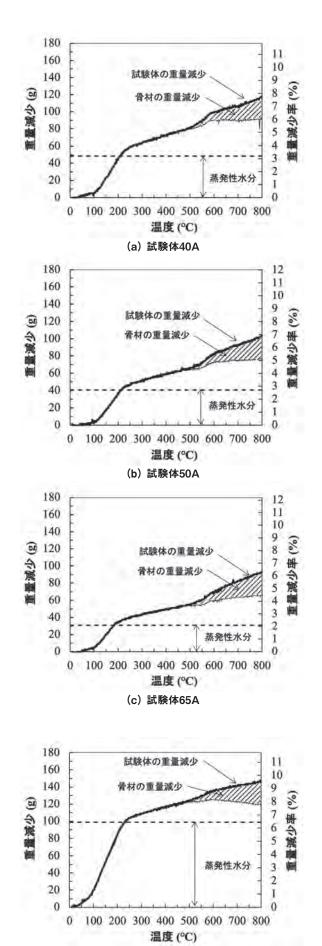
セルを介して吊るした。温度測定用試験体にはK熱電対を 埋め込み、重量測定用試験体の内部温度は温度測定用試験 体と同じとみなした。

4.2 実験結果

図4 (a) ~ (g) に各試験体の重量減少および重量減少率と試験体温度の関係を示す。重量減少率は、試験体の初期 重量に対する割合を表す。

気乾試験体および封かん試験体の重量減少は加熱開始後から徐々に始まり、100℃を超えると急激に増加した(**図4** (a) \sim (d))。この重量減少は蒸発性水分の蒸発によるものであり、気乾試験体は約200℃、封かん試験体は約250 でまで概ね一様に増加した。**図5**に示すように、100 \sim 200℃における気乾および封かん試験体の蒸発速度の平均は、試験体の含水率に比例して増加する傾向がみられ、試験体40A は65A 01.4倍、65S は65A 02.3倍の蒸発速度となった。

一方、絶乾試験体の重量減少は200℃程度から増加した(**図4 (e)** ~ **(g)**)。これは非蒸発水の放出が始まるためと考えられる。気乾および封かん試験体でも、非蒸発水が放出されることにより、蒸発終了後も重量減少が継続した



(d) 試験体65S

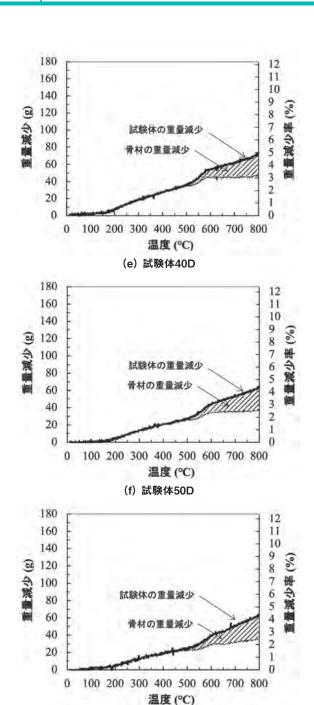


図4 試験体の重量減少と温度の関係

(g) 試験体65D

(図4 (a) \sim (d))。そして、いずれの試験体も、重量減少は800 $^{\circ}$ とまで継続した。800 $^{\circ}$ での重量減少率は、絶乾試験体は $4\sim5\%$ 、気乾試験体は $6\sim8\%$ 、封かん試験体は9.5%であった。

図4 (a) ~ (g) に、式(1)より算出した骨材の結晶水等の放出による重量減少も示す。その結果、500℃以降に生じるコンクリート試験体の重量減少に占める骨材の重量減少の割合は7割以上に上ることが分かった。なお、試験体65Sでは、骨材分を減じた重量減少が600℃以降において下り勾配になった(図4 (d))。これは、コンクリート試験体内では骨材の結晶水等が放出されにくい状況にあり、実



際に生じた骨材の重量減少が式 (1) の算出値よりも少なくなったためと考えられる。同様に、65S以外の試験体についても、骨材の重量減少を多く見積もることにより、骨材分を減じた重量減少の勾配は緩やかになっている可能性がある (図4 (a) \sim (c)、(e) \sim (g))。実際に生じた骨材の重量減少をより精確に把握するには、高温時におけるコンクリートの透気性を考慮する必要があり、今後の検討課題とする。

以上の結果を踏まえ、次章では、本実験におけるセメント水和物の脱水、分解性状に関する考察を行う。

5. セメント水和物の脱水・分解性状

5.1 重量減少測定実験における脱水・分解性状

気乾および封かん試験体では蒸発終了後から、絶乾試験体では非蒸発水の放出開始後から、試験体の重量は500 程度まで一様に減少した($\mathbf{Z4}$ (\mathbf{a}) \sim (\mathbf{g})。この間に生じた重量減少は3.2節で算出したゲル水量と概ね一致することから、ゲル水の脱水によるものと考えられる($\mathbf{Z6}$)。 \mathbf{Z} 7に示すように、 $250\sim500$ におけるゲル水の脱水速度の平均は、各試験体の含有するゲル水量に比例して増加する傾向がみられ、試験体40A は65A の1.5 倍、65S は65A の1.3 倍の脱水速度となった。

500~600℃の間では、主にCHの分解に伴い重量減少の 勾配が増加した(**図4 (a)** ~ **(g)**)。この温度域でCHの分 解が生じるのは、Castellote らによるセメント硬化体の加

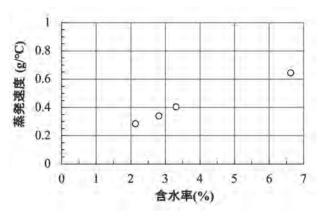


図5 蒸発速度と含水率の関係

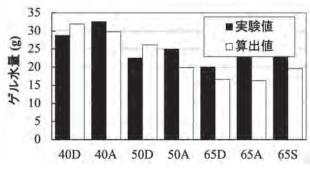


図6 ゲル水量の実験値と算出値の比較

熱実験でも報告されている4)。

3.2節で述べたように、熱分析実験においてはCHの分解 終了後もC-S-Hの分解に伴う重量減少が生じた。一方、試 験体40A、40D、65Sの重量減少測定実験では、CHの分解 が終了する600℃以降に生じる重量減少は骨材の結晶水等 の放出によるものであり、セメント水和物の分解による重 量減少は極めて少なかったと考えられる(図4(a)、(d)、 (e))。本実験で生じたセメント水和物の分解の程度を検 討するため、**図8**に、500~800℃におけるコンクリート 試験体の重量減少から式(1)の算出値を減じて得たセメン ト水和物の分解による重量減少の推定値と、3.2節で算出 した結合水量の比較を示す。4.2節で述べたように、骨材 の重量減少を多く見積もることにより、セメント水和物の 重量減少の推定値は実際よりも幾分か少なくなっている可 能性がある。この点を考慮しても、試験体40A、40D、 65Sでは、セメント水和物の重量減少の推定値は結合水量 よりもはるかに少なく、C-S-Hの大部分は分解していない と推察できる。以上より、これらの試験体では、重量減少 に影響を及ぼす程度のC-S-Hの分解は生じず、セメント水 和物の脱水および分解に伴う水分放出はCHの分解による ものでほぼ終了したと考えられる。これは、次節で考察す るように、試験体の透気性と加熱条件の影響によるものと 考えられる。これらの影響は、試験体50A、50D、65A、 65Dにも同様に及ぶものである。そのため、本実験では、 全ての試験体において600~800℃におけるセメント水和

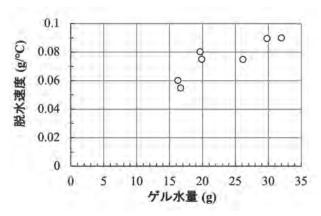


図7 脱水速度とゲル水量の関係

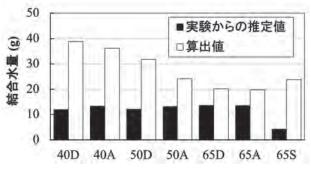


図8 結合水量の推定値と算出値の比較

物からの水分放出は極めて少なかったと考えられる。

一方、試験体50A、50D、65A、65Dでは、600 $^{\circ}$ 以降も骨材以外の重量減少が相当量生じている(**図4 (b)、(c)、(f)、(g)**)。これは、CCの分解に伴いCO₂が放出されるためと考えられる⁴⁾。前述の試験体40A、40D、65Sにおいては、3.2節で述べたように中性化が生じにくく、CCの含有量が少ないため、CCの分解による重量減少は**図4 (a)、(d)、(e)** に表れなかったと考えられる。

5.2 実験条件による影響

重量減少測定実験および熱分析実験(3.2節)における、セメント水和物の脱水・分解およびCCの分解に伴い重量減少が生じた温度の比較を表5に示す。実際には、ゲル水の脱水、CHの分解およびC-S-Hの分解に明確な境界温度はないと考えられるが、ここではCHの分解により重量減少-温度関係の勾配の増加が始まる温度と終了する温度を境界温度とした。

表中の全ての脱水・分解反応において、セメント水和物 の粉末試料(以下、試料)による熱分析実験より、一定の 体積を有するコンクリート試験体(以下、試験体)による 重量減少測定実験の方が、重量減少温度は高くなる傾向が 見られた。Castelloteらは、本研究と同様に、試料よりセ メント硬化体 (試験体寸法: φ8×40mm) の方がCHの分 解温度は高くなることを報告しており、両者の透気性の違 いによる影響を指摘している4)。本研究においても、透気 性に劣る試験体ではセメント水和物の脱水や分解に伴う水 分の逸散が生じにくく、重量減少として表れる温度が高く なったと考えられる。また、前節で述べたように、C-S-H の分解については、分解そのものが重量減少測定実験では ほとんど生じなかったと推察できる。これは、1.5℃/分の 温度上昇条件ではC-S-Hの分解に必要な熱エネルギーが得 られなかったためと考えられる。Pengらによるセメント 硬化体の加熱実験5)では、C-S-Hの分解が顕著にみられる まで、800℃の一定温度下でも20分以上の加熱を要してい る。

6.まとめ

本研究では、様々な水分条件を有するコンクリート試験体の重量減少測定実験を実施し、800℃までの温度上昇時におけるセメント水和物の水分損失について考察を行った。以下に本研究から得られた知見を示す。

- (1) 気乾および封かん試験体では、100℃を超えると水分の蒸発による重量減少が顕著になった。100~200℃における蒸発速度は、試験体の含水率に比例して増加した。
- (2) C-S-Hのゲル水の脱水は500℃程度まで継続した。250 ~500℃におけるゲル水の脱水速度は、試験体のゲル 水量に比例して増加した。
- (3) 1.5℃/分の加熱条件では、600~800℃におけるセメン

表5 重量減少発生温度の比較

実験種類	コンクリート試験体の 重量減少測定実験	セメント水和物試料 の熱分析実験
ゲル水の脱水	200∼500℃	150∼400°C
CHの分解	500∼600℃	400∼470°C
C-S-H の分解	生じない	470℃以上
CCの分解	600℃以上	550∼700°C

ト水和物の分解に伴う水分放出は極めて少ないと考えられる。

(4) セメント水和物の脱水および分解に伴い重量減少が 生じる温度は、粉末試料よりも ϕ 75×150mmの試験 体の方が高くなった。

謝辞

本研究を行うにあたり、前田孝一先生(元千葉大学)および平島岳夫教授(千葉大学)から貴重な助言をいただきました。また、実験の実施にあたっては、千葉大学平島研究室の研究生および岡田裕佑氏(建材試験センター)にご協力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

引用文献

- 1) 山下平祐, 平島岳夫:温度上昇時におけるコンクリート試験体の 重量減少に関する考察, 日本火災学会論文集, Vol.70, No.1, pp.9-18, 2020
- 2) A. M. Neville: Properties of Concrete, Person Education Limited, 2002
- 3) 紺谷修, 石澤昭浩, 浅野研一, 高田敏也: コンクリートの化学的 結合水の計測方法に関する研究, コンクリート工学年次論文集, Vol.29, No.1, pp.693-698, 2007
- 4) M.Castellote, C.Alonso, C.Andrade, X.Turrillas, J.Campo: Composition and microstructural changes of cement pastes upon heating, as studied by neutron diffraction, Cement and Concrete Research, Vol.34, No.9, pp.1633–1644, 2004
- G.F.Peng, S.Y.N.Chan, M.Anson: Chemical kinetics of C-S-H decomposition in hardened cement paste subjected to elevated temperatures up to 800°C, Advances in Cement Research, pp.47-52, 2001

author



山下平祐 清水建設株式会社 技術研究所 建設基盤技術センター 防耐火グループ

<主な担当業務> 防耐火分野における研究・技術開発



エアーシリンダを用いて結晶化ガラス製床の安全性を検証

男性トイレ床の汚垂石に用いる薄型 結晶化ガラスの繰り返し荷重試験

comment

建材用結晶化ガラスは、オフィスビル、地下鉄の駅、 地下街等の化粧材として広く使用されているり。

結晶化ガラスは、ガラスを熱処理することによってガラ ス内部に均一に結晶を析出させたものである。大理石や花 崗岩などの天然石材と比べて、機械的性質や熱的な耐衝撃 強度が高く、酸やアルカリに対する化学的耐久性にも優れ ている。また、白色度や拡散反射率が高いのも特徴である。

本試験は、薄型結晶化ガラスを汚垂石(おだれいし)に 使用することを想定し、人の体重が繰り返し加わることを 再現したものである。汚垂石とは男性小便器の下に貼る部 材の総称であり(写真1参照)、元々は天然石が用いられて きたため「石」という名称だが、近年ではセラミックタイ ルや本試験対象の結晶化ガラスも使用されている。



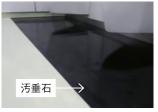


写真1 汚垂石の使用状況の一例

本報では、汚垂石に用いる薄型結晶化ガラスの繰り返し 荷重試験について紹介する。試験条件は依頼者と協議し、 以下に示す内容とした。

試験体

実施工に近い状態を再現するため、実際に使用する弾性 接着剤を用い、下地のコンクリート平板に結晶化ガラスを

張り付けた。接着剤の塗布は、クシ目で全面に行った。試 験体の種類は白色及び黒色の2種類とし、各1体(計2体) とした(表1及び写真2参照)。

②試験荷重

一般成人男性の体重が繰り返し加わることを想定し、 785Nの荷重を設定した。「日本の統計が閲覧できる政府統 計ポータルサイトe-Stat」2)より、過去2010年~2017年の 間の男女1歳~70歳以上までの平均体重の中で最も重たか ったのが男性23歳の73.3kgであった。試験荷重「785(N) /9.80665 (m/s²) = 80 (kg)] はその値よりも大きい安全側の値とした(**表2**参照)。

③加圧ジグ先端のゴム

使用したゴムの硬さは、JIS A 1454 (高分子系張り床材 試験法) に規定される滑り試験3)4)を参考にし、紳士靴の 底と同じ硬度とした。

④繰り返し試験回数

実際の繰り返し回数は使用環境によって異なるが、本試 験ではドアセットの JIS 規格 [JIS A 4702 (ドアセット)] に 規定される開閉繰返し試験5)を参考とした。同規格の解説 では、"繰り返し回数10万回"は、1日当たり30回開閉した とし、10年間の使用に相当することが記載されている。本 試験の条件も同様の人の出入りが生じることを想定し、繰 り返し回数10万回とした。

本試験では、上記の条件で、白色及び黒色の試験体につ いて各10万回の繰り返し荷重を加えた結果、試験体に割 れ、剥がれは認められなかった(表3参照)。

1. 試験内容

株式会社 ウイングから提出された薄型結晶化ガラス 「パ リトーン (PA 薄型シリーズ)」について、繰り返し荷重試 験を行った。

2. 試験体

試験体の概要を表1に示す。

表1 試験体の概要(依頼者提出資料)

名称	薄型結晶化ガラス
商品名	パリトーン(PA 薄型シリーズ)
用途	床タイル(汚垂石)
種類	グロッシーブラック(黒)、スノーホワイト(白)
材質	結晶化ガラス
形状・寸法	200mm × 200mm、t=4mm
数量	各1体(計2体)

[備 考] 試験体は、依頼者が300mm×300mm×40mmのコンクリート平板に接着剤で接着した状態で搬入された。(写真2参照)





写真2 搬入時の試験体 [左:グロッシーブラック(黒)、右:スノーホワイト(白)]

表2 試験条件

項目	内容
試験位置	試験体の中央部
繰り返し回数	10 万回
1分間の繰り返し回数	50 回
繰り返し荷重	785N
加圧ジグの直径	φ 50mm の円筒形
加圧ジグの材質	胴部:鋼材 先端部:JIS K 6253-3(加硫ゴム及び熱可 塑性ゴムー硬さの求め方一第3部:デュロ メータ硬さ)によるデュロメータ硬さ A78 のゴム、厚さ5mm

3. 試験方法

鋼製定盤に固定した床合板に試験体を設置し、エアーシリンダを用いて**表2**に示す条件で繰り返し荷重を加えた。繰り返し荷重1万回後、3万回後、5万回後及び10万回後に、試験体の状況を目視及び指触によって観察した。 試験実施状況の一例を**写真3**に示す。

4. 試験結果

繰り返し荷重試験結果を表3に示す。

5. 試験日、担当者及び場所

期 間 2018年9月13日から

2018年9月14日まで

担当者 材料グループ

統括リーダー 藤 巻 敏 之

主幹 渡辺 一(担当者)

主任 若林和義

場 所 中央試験所(埼玉県草加市稲荷5丁目21番20号)

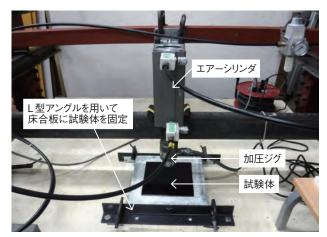


写真3 試験実施状況 [グロッシーブラック(黒)]

表3 繰り返し荷重試験結果

繰り返し	観察結果		
回数	グロッシーブラック(黒)	スノーホワイト (白)	
1 万回	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	
3 万回	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	
5 万回	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	
10 万回	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	試験体に割れ、剥がれは 認められなかった。	

(発行番号: 第18A1831号)

※この欄で掲載する報告書は依頼者の了解を得たものです。(抜粋・編集して掲載)

参考文献

- 1) 公益社団法人 日本セラミックス協会: 建築用結晶化ガラス, https://www.ceramic.or.jp/museum/contents/pdf/2008_03_03.pdf (参照日2021.09.21)
- 2) e-Stat (政府統計の総合窓口):統計でみる日本, https://www.e-stat.go.jp/(参照日2021.09.21)
- 3) 吉田仁美: 斜め滑り試験機と高分子系張り床材の滑り性能試験, 建材試験情報 vol.48, pp.28-29, 2012.11
- 4) JIS A 1454: 高分子系張り床材試験法
- 5) JIS A 4702: ドアセット

author for comment

渡辺 — 総合試験ユニット 中央試験所 材料グループ 主幹 <従事する業務>

家具・建具・金物類等の品質性能試験

【お問い合わせ先】

中央試験所 材料グループ

TEL: 048-935-1992 FAX: 048-931-9137



音圧レベル・残響時間の測定に対応

建築音響測定システムの更新

1.はじめに

住宅に使用される建築材料の開発が進み、生活水準が向 上していくに伴い、遮音性能についても高い性能が求めら れてきています。例えば壁や床、ドア、サッシなどを住宅 に使用する上では、各々あらかじめ遮音性能について把握 しておくことが重要ですが、そのためには測定が必要とな ります。

当センターでは、以前より実験室における建材の遮音性 能・吸音性能等の測定を行ってきましたが、これらの性能 を求める上で必要な音圧レベル、残響時間等を測定する装 置の維持改善を目的とし、この度、第1音響試験棟の建築 音響測定システム(以下、測定システムという)を一部更 新しましたので、紹介いたします。

2.第1音響試験棟の試験室の概要

第1音響試験棟では3つの試験室を所有しており、各試

表1 第1音響試験棟の試験室の概要

項目		概要・仕様			
試験室			上下階型残響室	壁式鉄筋コンクリート 造試験室	
		隣接型残響室 		スラブ厚 150mm	スラブ厚 200mm
室容積	音源室	197.9m³	180.88m³	-	-
主合俱	受音室	225.3m ³	179.6m³	61m³	60m ³
試験体設置 開口部寸法 ^{a)}		3680 × 2730 mm	4050 × 3050 mm	3600 × 2	2800 mm
試験項目		遮音、吸音	床衝撃音、遮音	床衝擊音	
注 ^{a)} 壁式鉄筋コンクリート造試験室は、開口部ではなく試験体の施工部分					

表2 代表的な試験内容及び試験対象(隣接型残響室)

試験内容	試験対象	参考規格
壁、建具等の建築部材の 遮音性試験	壁、サッシ、ドア、 外周壁部材等	JIS A 1416 1)
小形建築部品の遮音性試験	換気装置、換気扇等	JIS A 1428 ²⁾
音響材料、吸音材料等の 吸音性試験	壁・天井仕上げ材、 吸音材、家具等	JIS A 1409 ³⁾

験室と測定システムを組み合わせて音響性能測定を行って います。試験室の概要を表1に示しますが、本測定システ ムでこれら試験項目全ての測定を行っている訳ではなく、 必要な項目の一部を測定し、他の装置による測定結果と合 わせることで性能を求める試験項目もあります。

本稿では、隣接型残響室を使用した測定を例に挙げて紹 介いたしますので、隣接型残響室における代表的な試験内 容及び試験対象を表2に示します。仕様や試験内容等につ いての詳細は、本誌2018年11・12月号に掲載の「試験設備 紹介4)」をご参照下さい。

3. 測定システム及び更新の概要

測定システムの基本的な仕様を表3に示します。

例として、この測定システムを使用して遮音性試験(JIS A 1416) を行う場合の概要を**図1**に示します。隣接する2 つの残響室間の開口部に測定対象とする試験体(主に建具 や壁など)を設置し、2室間の音圧レベル差と受音室の吸 音特性を補正する残響時間を測定することで、音響透過損 失を算出し、遮音性能を求めることができます。測定装置 及び計測ソフトウェアによって測定に必要な一連の操作 (スピーカからの音の発生、マイクロホンによって検出を 行った音の周波数分析、演算、記録等)を全て行います。 この測定システムの今回の主な更新内容について、説明い たします。

(1) 測定装置入替・計測ソフトウェア更新

測定装置 (写真1) を新たに導入 [DS-2100から DS-3200 (株式会社 小野測器製)へ入替]し、それに伴い計測ソフ トウェアを更新しました。測定装置は、計測ソフトウェア と組み合わせることで帯域雑音発生器及びリアルタイムオ

表3 測定システムの仕様

音源系	帯域雑音発生器 [®] グラフィックイコライザ パワーアンプ スピーカ
受音系	マイクロホン(プリアンプ [®])と組み合わせて使用) 測定装置 [®] (10CHリアルタイムオクターブ分析器) 記録器(PC)
注 ^{b)} 今回の更新で新規導入した装置	

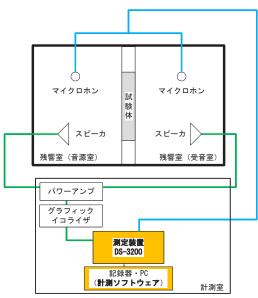


図1 測定システムの概要(遮音性試験の場合)

クターブ分析器として使用することができ、音源系、受音系の操作を同時に行うことができます。そのため、遮音性能算出に必要な音圧レベル、残響時間等を効率的に測定することができます。入替前と比較してダイナミックレンジが広くなったため、残響室の暗騒音特性を最大限に活用できるようになりました。

(2) マイクロホン用プリアンプ入替

マイクロホン用プリアンプ(以下、プリアンプという)は、マイクロホンで検出した信号を増幅させる装置となります。これまで使用していたプリアンプは「電圧転送型」で、マイクケーブルの距離が伸びると外乱ノイズの影響を受けやすく、ケーブルも多芯が必要で複雑となるものでしたが、今回導入したプリアンプは、「電流転送型」であり、マイクケーブルの距離におけるノイズの影響を受けにくいものとなりました。また、このマイクケーブルは、同軸ケーブルで構築されており、端子形状も従来の7Pマルチ端子から汎用BNC端子になったことから、扱いが容易となり、作業効率が上がりました。

(3) ケーブルリニューアル敷設

各装置間及び計測室と各試験室を繋ぐケーブル類を全て



写真1 測定装置(DS-3200)

一新しました。前述したとおり、ケーブルは長くなるほど ノイズがのりやすくなりますが、200m³程度もある大きな 試験室から計測室までをケーブルで接続し、信号を受信す るためには必然的にケーブルが長くなるため、対策が必要 となります。また、ケーブルの長さに加え、マイクケーブ ル(信号線)とスピーカケーブル(電力線)は、互いの距離 や分離も確保されないとノイズがのってしまう原因となり ます。そこで、今回のケーブルリニューアル敷設では、計 測室から各試験室への配線に関して、ケーブル長さとケー ブル同士の分離の2点で十分な配慮を施すものとしました。 特にマイクケーブルとスピーカケーブルが長距離に渡り平 行で引き回される点では、信号線と電力線をケーブルラッ ク内において金属隔壁で分離して敷設し、ノイズがマイク ケーブルに飛び移ることを防ぐ処理を施す対応をいたしま した。ケーブルにノイズがのる事で測定精度に影響を及ぼ す可能性もあるため、今回のリニューアルによってその懸 念を最小限に抑えました。

4.おわりに

今年度更新した建築音響測定システムについてご紹介いたしました。当センターでは、本測定システムと複数の試験室を組み合わせることにより、本稿でご紹介した遮音性試験以外にも建築音響に関わる各種試験を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。皆様からの試験のご依頼・お問い合わせをお待ちしております。

参考文献

- 1) JIS A 1416:2000, 実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法
- 2) JIS A 1428: 2006, 実験室における小形建築部品の空気音 遮断性能の測定方法
- 3) JIS A 1409:1998, 残響室法吸音率の測定方法
- 4) 大瀧友多: 隣接型残響室, 建材試験情報, pp.26-27, 2018年 11·12月号

author



禄川信 総合試験ユニット 中央試験所 環境グループ

<従事する業務> 建築部材、材料の遮音、吸音、床衝撃音など、 音環境に関する試験

【お問い合わせ先】

中央試験所 環境グループ

TEL: 048-935-1994 FAX: 048-931-9137



断熱性の上位等級の追加&日射熱取得性を性能項目として新規追加

JIS A 4702(ドアセット) 及び JIS A 4706(サッシ)の改正

1. はじめに

JIS A 4702は、主として建築物の外壁面及び屋内隔壁の 出入口として用いる手動開閉操作を行うスイング及びスラ イディングのドアセットに関する性能を規定した製品規格 である。この規格は、1957年に制定され、現在まで11回 の改正及び確認を経て、今回の改正に至った。

IIS A 4706は、主として建築物の外壁の窓として用いる スイング及びスライディングのサッシに関する性能を規定 した製品規格である。この規格は、1957年に制定された JIS A 4701 [鋼製サッシ (引違イ・分銅上ゲ下ゲ・バランス 上ゲ下ゲ)] と、1960年に制定された JIS A 4703 [アルミ ニウムサッシ (引違い・上げ下げ)] とを統合して1966年に JIS A 4706が制定され、現在まで12回の改正を経て今回 の改正に至った。

JIS A 4702及びJIS A 4706の両規格は建築物の開口部 に関する性能を規定した重要な製品規格である。今回の改 正は、一般社団法人日本サッシ協会内に改正原案作成委員 会を組織し、改正原案の作成を行ったものである。本稿で は、JIS A 4702及びJIS A 4706の両規格の主な改正内容 について規格の解説1,2)を基に紹介する。

2. 今回の改正の趣旨

低炭素社会の実現にむけ、建築物省エネ法の改正等が進 んでおり、窓やドアの開口部に対して断熱性及び日射熱の 遮蔽性を有する製品の安定供給が求められている状況にあ ることを受け、断熱性の上位等級を追加するとともに、新 たに日射熱取得性を性能等級として加えることを目的とし て改正が行われた。また、断熱性の判定の円滑な運用のた めに、従来の試験に加え、計算による判定も可能にするこ とも目的とした。

3. 主な改正内容と審議内容

今回のJIS A 4702及びJIS A 4706の改正内容は概ね共 通しているため、この共通した改正内容について紹介する。

(1) 性能: 断熱性

断熱性の等級については、追加する等級の数、各等級の

刻みの幅、最上位の値について多くの議論がなされた。断 熱性は、枠とガラスの組合せによって変化する。枠は、ア ルミ製、アルミ製熱遮断、アルミと樹脂の複合、樹脂製等 の仕様がある。また、ガラスは、単板ガラス、複層ガラ ス、三層複層ガラス等の仕様があり、これらにLow-Eガ ラス又はガス入り等を用いる仕様もある。これらの組合せ における製品の性能について分布実態を調査し、旧規格の 等級の刻みとの連続性について審議を行った。さらに、最 上位の値については、国内製品の性能の調査に加えて、国 際市場の性能の調査も加え、審議を行った。審議の結果、 追加する等級はH-7とH-8の二つ、刻みの幅は0.4W/ $(m^2 \cdot K)$ 間隔、最上位の値は熱貫流率 $1.1W/(m^2 \cdot K)$ と設 定した(表1参照)。なお、更に上位の値(熱貫流率1.0W/ (m²·K) より小さい値) を設定する意見もあったが、今回 は見送ることとした。

表1 断熱性の性能

	改正前		改正後
等級	標準化(された)熱貫流率	等級	熱貫流率 a)
H-1	4.65 W/(m²·K)以下	H-1	4.7 W/(m²⋅K) 以下
H-2	4.07 W/(m²·K) 以下	H-2	4.1 W/(m²⋅K) 以下
H-3	3.49 W/(m²⋅K) 以下	H-3	3.5 W/(m²⋅K) 以下
H-4	2.91 W/(m ² ·K)以下	H-4	2.9 W/(m²·K) 以下
H-5	2.33 W/(m²·K) 以下	H-5	2.3 W/(m²·K) 以下
H-6	1.90 W/(m²·K) 以下	H-6	1.9 W/(m²·K) 以下
		H-7	1.5 W/(m²·K) 以下
		H-8	1.1 W/(m²·K) 以下

注a) "熱貫流率"は、試験による場合、JIS A 4710に規定する標準化 埶貫流率とする。

断熱性の評価は、従来、IIS A 4710に従った試験のみで あったが、JIS A 2102 規格群が整備されて計算による評価 が可能になったことと、様々なガラスの仕様及びサイズの 違いによる断熱性の評価を合理的に対応するために、計算 による評価も追加することとした。ただし、二つの評価方 法が存在することによって混乱を招くことも予想されるた め、このような場合には IIS A 4710の試験を優先するこ とを規格に明記することとした。

断熱性の等級における熱貫流率の表示桁数は、旧規格で

は有効数字3桁であったが、国際市場の性能の調査結果、 JIS A 2012規格群及びその対応国際規格の表示桁数等を 考慮し、有効数字2桁とした。

また、旧規格では、断熱性をJIS A 4710の結果の表示に合わせて"標準化(された)熱貫流率"で性能を表記していたが、審議の結果、JIS A 2102規格群による計算との整合を図るために"熱貫流率"と表記し、性能の一覧を表示する表中の注にJIS A 4710との対応を記載することとした。

(2) 性能:日射熱取得性

今回の改正によって新たに日射熱取得性が性能に加えられた。日射熱取得性は、日射熱取得率によって表し、JIS A 2103の夏期条件で計算された結果によって評価することとした。JIS A 2103には冬期条件の計算も規定されているが、消費エネルギー評価の実態からJIS R 3209が夏期条件として冷房負荷を重要視していることから、審議の結果、今回はそれに合わせて夏期条件と設定した。なお、JIS A 1493を用いた試験による評価もあるが、JIS A 1493を実施できる評価機関がないため、審議の結果、JIS A 1493の評価は見送り、JIS A 2103による評価のみとした。

日射熱取得性の等級は、断熱性と同様に枠とガラスの組合せによって性能が変わることから、製品の実態調査結果を基に、等級の数、各等級の刻みの幅について審議を行った。審議の結果、合理的な等級を設定した(表2参照)。

 改正前
 改正後

 等級
 日射熱取得率

 規定なし
 N-1
 1.00以下

 N-2
 0.50以下

0.35以下

N-3

表2 日射熱取得性の性能

(3) 試験方法及び計算方法

旧規格では、"9 試験"と表記していたものを"9 試験方法及び計算方法"に表記を改めた。これは、前述の断熱性及び日射熱取得性の評価方法としてJIS A 2102規格群及びJIS A 2103の計算を採用したことを受けての対応である。

(4) 試験における一般事項

旧規格では、性能確認の試験に用いる試験体の一般事項を設けていなかったが、各性能試験に共通する内容について、"9.1 一般"の項を設けて記載することとした。具体的には、製品に取り付けられる部品(附属部品)、試験体に用いるガラスの仕様、数値の丸め方の3項目である。

附属部品及び試験体に用いるガラスの仕様は、各試験内容について確認・検討を行い、整理した。また、数値丸めは、引用規格のJIS Z 8401において、規則Aと規則Bの2つの方法が規定されているため、規則Bを用いることを明確にした。

(5) 気密性試験終了後に、継続して水密性試験を行う場合

気密性試験終了後、継続して水密性試験を行う場合は、

開閉確認を省略してもよい、という内容を明記した。この内容は、いままで、水密性試験の引用規格 JIS A 1517に記載されていたが、試験方法規格ではなく製品規格に記載すべき内容である、との JIS A 1517の2020年改正時の審議結果を受けての対応によるものである。

(6) 変位測定点の例図における建具記号

スイングの片開き又は両開き等の開き勝手の表記が、ISOと真逆になっている点について審議を行った。今回の改正において、ISOに整合させた表記に変更した場合、混乱を招くことが想定されるため、中長期的な観点から、今回は勝手の表記を消し、丁番(ヒンジ)側と戸先側を明記する対応とした(図1参照)。開き勝手の表記については、他の規格類との整合を図りながら将来的には整合させていく必要があり、解説の懸案事項にその旨を記載することとした。

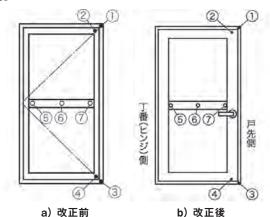


図1 改正前後における開き勝手の表記(片開き窓の例)

(7) その他

枠に直接ガラス等を固定して開閉できない部分の名称の 表記を"フィックス部"から"FIX部"に変更した。

4.おわりに

JIS原案作成委員会の主な審議事項及び改正内容について紹介した。JIS A 4702及びJIS A 4706は建築物の建具において最も重要な製品規格である。この規格基準紹介がJIS A 4702及びJIS A 4706を使用する皆様の一助となれば幸いである。

参考文献

1) JIS A 4702: 2021 (ドアセット) 2) JIS A 4706: 2021 (サッシ)

author

萩原伸治

総合試験ユニット 中央試験所 環境グループ 統括リーダー博士 (工学)

<主な担当業務> 環境部門における業務の統括

研究を通い学んだこと

東京工業大学 名誉教授 田中享二

vol.3 草ぶき屋根研究から学んだこと:趣味の研究も悪くない。

まずは私の自慢の草ぶき屋根写真コレクションの中か ら、いくつかを見てほしい。

写真1は英国セルワーシー村で写したものである。この 風景の中に赤いとんがり帽子の小人が出てきたら、もうメ ルヘンの世界である。写真2はポーラック村の草ぶき屋根 である。棟に鳥が2羽止まっている。ここは海辺の村なの で、最初はカモメかと思った。でも全然動かないので、お かしいなと思い近づいてみると(写真3)、なんとワラ人形 のカモメであった。この辺の草ぶき職人さんは、これは俺 の作品だぞと示すために、仕事の最後に作るのだそうであ る。日本では草花を植えている例をいくつか見たことはあ るが、ここでは何と鳥だった。

これらは田舎の村の古い住宅だったが、草ぶき屋根は ニュータウンにもあった。写真4はロンドン郊外のミルト ンキーンズという新興都市である。その中に新築の建売住 宅の草ぶき屋根があった。日本では防火上まず認められな いが、この写真に小さく映っているご主人にお聞きしたと ころ、ここでは敷地が広ければOKとのことであった。英 国では草ぶき屋根はかなり高価であると聞いていたが、さ すがに高いだけあって素敵であった。

英国ばかり続いたが、当然ほかの国にもある。写真5は

北海をはさんでお向かいの国、オランダの水郷の村ヒート ホールンである。運河で有名な国だけあって、住宅が運河 沿いに作られている。小舟で散策したのだが、ボートのの んびりした揺れと静かな景色がマッチして、何とも穏やか な気分に浸ることができた。

もちろんアジアにもある。写真6は韓国の河回村の草ぶ き屋根である。丸みをおびた草ぶき屋根が農村地帯に散在 している。写真には写っていないがすぐ近くに洛東江とい う川がゆったりと流れており、穏やかな草ぶき屋根の形と 調和して、しばし忙しい時間から解放された。ちなみにこ の村は2010年にユネスコ世界遺産として登録された。

現在草ぶき屋根は、材料の払底と茅葺き職人さん不足の ために超高価な屋根になってしまっているが、もともとは 近所で材料を採取して作る身近で安価なものであった。だ から豪華な屋根だけが草ぶき屋根ではない。写真7はカン ボジア、アラン村の草ぶき屋根である。屋根の軒の出が深 く、暑い日差しを遮るように作られている。材料は近所で 簡単に入手できるヤシの葉と麦わらである。屋根をそれほ ど重装備にする必要もないので自分で作ってしまった。と いうことでこのような屋根になっている。また建物全体が 高床式になっているのは、雨季に川の水があふれて周りが



写真1 英国 セルワーシー



写真2 英国 ポーラック

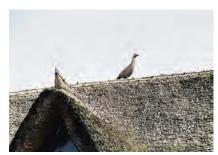


写真3 ワラ人形のカモメ



写真4 英国 ミルトンキーンズ



写真5 オランダ ヒートホールン



水浸しになるからである。このお宅のテラスというかベランダというか、そよそよと風の走るこの場所で昼寝をしたら、何と気持ちの良いことかと羨ましく思った。

次は遠くアフリカのマリ共和国の屋根である。マリはサハラ砂漠の南に位置する国である。雨の極端に少ない地域なのでフラットルーフしかないと思っていたが、なんと草ぶき屋根もあった(**写真8**)。お邪魔したのはフラニ族一家のお宅である。フラニ族は放牧を生業としているので、3ヶ月程度で次の草地を求めて移動する。そのため現地で材料調達可能な短期滞在型の住居を作る。形といいサイズといい、何となくモンゴルのゲルに似ている気がする。写真にはお母さんと小さな子供しか写っていないが、お父さんと年上の子は放牧に出ているとのことであった。

いよいよ我が日本である。これは余計な説明はいらないと思う。かつては草ぶき屋根王国であった。今はかなり数が減少しているといえ、まだ草ぶき屋根は残されている。もしかしたらこれを読まれている方の近所にあるかもしれない。写真9は京都府、美山の草ぶき屋根である。ここを訪れた時は、昔TVで放映されていた「日本昔ばなし」の世界にいきなり紛れ込んだ気持ちがした。なんともいえないなつかしさがあり、この番組のナレーターであった常田富士男さんの独特の語り口、「むかし、むかし・・・」が聞こえるような気がする。

そして我が国の代表選手は、何といっても1995年に世界遺産として登録された白川郷の草ぶき屋根である。**写真10**に写真を示すが、山あいの平地に三角形の草ぶき屋根が美しく並んでいる。

今度は北国である。私は札幌生まれで屋根といえばトタン葺きしか知らなかったが、北海道にもりっぱな草ぶき屋根があった。**写真11**はチセと呼ばれるアイヌの住宅である。我が国では草ぶき屋根の材料はほとんどが茅なので、茅葺屋根と呼ばれることが多いが、実はいろいろな材料で葺かれている。ちなみにチセはアシで作られるが、地域によっては笹の葉で葺かれることもある。

北を紹介したので、反転して南国、沖縄である。 亜熱帯 地域は植生が豊かなので、当然草ぶき屋根はあるだろうと 予想していた。ただ材料が何であるかまでは知らなかった。 そして見たのは、**写真12**に示す琉球竹で葺かれた屋 根であった。少々の台風にはびくともしなさそうな、いかにも頑強そうな屋根であった。

草ぶき屋根の実験

私の草ぶき屋根研究の始まりは、1983年の金沢での建築学会の帰り道に立ち寄った白川郷にある。学会での発表が無事終わり、研究室の学生さんたちは思い思いに観光や小旅行に出かけてしまい、研究室ボスの小池迪夫先生と私だけが宿舎に取り残された。後は東京に戻るだけである。「このまま東京に帰るのもつまらないので、バスで名古屋に出て新幹線で戻るという案はどうですか?このまま戻ってもどうせ車中でビールを飲むだけでしょう。せっかくだから、白川郷に一泊して旨い日本酒を飲みましょうよ」と、言葉巧みに持ちかけた。「そうしようか」という先生の即答で、白川郷の茅葺屋根の民宿で、朴葉(ほうば)味噌を



写真7 カンボジア アラン



写真8 マリ共和国、モプティから トンプクトゥへ道すがら立ち寄ったので、 正確な場所は不明



写真9 京都府 美山町



写真10 白川郷



写真11 北海道 白老町 アイヌ住宅



写真12 沖縄



写真13 茅材とガラス棒



写真14 実験中の試験体

肴に飛騨の酒を飲むというぜいたくな時間を過ごすことが できた。

そしてその夜、寝ながら茅葺きの屋根が、どうして雨が 漏らないかが気になりはじめた。当時の研究室の主たる研 究課題は防水であった。防水は屋根に雨合羽をかぶせて、 建物内への雨水の浸入を防ぐというコンセプトである。だ から雨合羽は一滴も水を通さない材料で作られる。ところ が茅葺屋根は、茅という棒状の材料が積層されているだけ であり、隙間だらけである。しかし雨は室内までは漏れて こない。何とも不思議である。

ところで我どもの研究分野は建築学会の分類でいうと、 材料施工と呼ばれる泥臭く地味なカテゴリーである。だか ら建築設計を希望する学生さんは基本的には来ない。ただ まれに設計希望だけれども将来のために、学生時代に材料 の知識を身に着けた方がよいと考える、しっかりした学生 もいる。そして運良くそういう学生さんに巡り合った。

「研究室テーマとは全く異質だけどもやってみる?」と聞 くと、「面白そう」との返事で全くやったことのないテーマ に学生さんと二人三脚で取り組むことになった。全く初め ての研究なので、何はともあれ実験をしてみることにした。

まず材料の茅である。幸い私の勤務していた大学の第二 キャンパスは、横浜の北はずれの昔の山林を切り開いて作 られており、隣接して里山の植生がわずかに残っている。 そして品質は良くないものの茅が自生していた。早速これ を刈り取ってきて斜めに葺いた。そして雨を見立ててジョ ウロで水を掛けてみた。確かに水は途中で漏れることなく 下端まで到達した。ただ水は下の方に流れてくるのだが、 どこをどう通って流れているのかがさっぱりわからない。 研究はまず現象の観察から始めるのが基本である。流れを 見るためには茅を透明にすればよい。ということで写真 13のように茅をガラス棒に置き換えた。(もちろん茅とガ ラスとではものが違うが、水の動きが見えるという誘惑に は勝てなかった。ちなみに防雨の観点からは、材料表面の 水に対する濡れ性質が重要であり、茅に比べてガラスの水 に対する接触角は22度と小さく濡れやすいため、防水の 観点からはガラス棒の方が有利である。)

そしていろいろな直径のガラス棒をたくさん買ってき て、写真14のように何層にも重ねて、角度を変えながら上 から雨を降らせてみた。雨はガラス棒に当たり、一部はガ ラス棒の隙間に入り込み試験体の下端に向かって流れ、一 部は隙間を抜けて下に落ちてしまう。だから作業としては 試験体下端での排水量と、下に抜け落ちてしまった漏水量 を正確に測ることになる。そしてその総和が降らせた雨の 量と一致していれば、正しく実験ができていることになる。

だからこの試験体の防水能力は図1に示すように、降ら せた雨を「途中で落下させずに試験体下端までどの程度運 ぶことができたか」で評価することができる。すなわち排 水量と降水量(排水+漏水)の比を排水率とすれば、これ が防水能力の尺度となる。排水率100%は「完全防水」、排 水率0%は「だだ漏れ」である。図2の実験結果はその観点 からまとめてあり、横軸がガラス棒の間隙幅(茅材の隙間 に相当)、縦軸が排水率(防水能力に相当)である。これは 実際の茅材の直径に近い直径9mmのガラス棒の結果であ り、図では左からガラス棒の積層数1層から順次増やし、 7層までの測定例である。さらにこの図では、試験体全体 の傾斜(屋根勾配に相当)を10度という緩勾配から45度と いう急勾配までが示されている。

さすがにガラス棒1層では、間隙幅に拘わらずほとんど 「だだ漏れ」である。ところが2層に重ねると一気に防水性 が高まる。間隙幅0.5mm前後では100%防水可能なものが 出てくる。観察での印象をいうと、ガラス棒の間で保持さ れた水が、スーッと試験体の端まで移動してゆく。きわめ て安定した流れが出来上がっている。

この研究を始めるにあたり、過去にこのような研究がな されていないか調べたが、いわゆる学術論文としての発表 はなかった。ただ物理学者集団、ロゲルギストが執筆され た本1)の中に、ガラス棒の間を流れる水を、「またがり流 れ」という表現で説明されているくだりがあり、さすがに

排水量 防水能力(排水率)= 降水量 (排水+漏水)

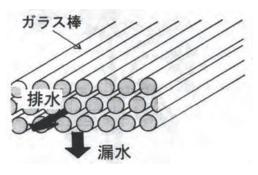


図1 防水能力の評価

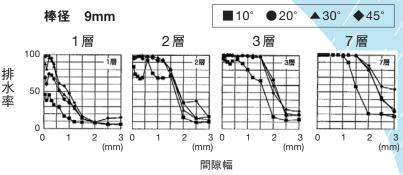


図2 実験結果2)

物理学者の観察はするどいと心底敬服した。そして我々の 実験でもガラス棒を3層重ねると間隙幅1.5mmくらいま では防水可能になった。茅葺屋根の施工現場を見ると茅を しっかり縄で束ねて、葺材として屋根に持ち上げている。 作業性からは当然束ねて屋根に上げる方が効率的である。 そして防水性の観点からも、縄で締め上げるというのは、 茅材間隔を狭めるといった点からも意味があると思う。

さらにこの実験を通して屋根勾配も重要であることがわ かった。当たり前であるが勾配がゆるいと、さすがに雨を 防ぐのは厳しい。だから我が国の草ぶき屋根は、雨が多い せいもあり、一般に急勾配である。ちなみに白川郷の屋根 は50度位もある。勾配が急であれば、積層数が少なくて も (薄い屋根でも) 雨を止めることができる。ただ我が国 の草ぶき屋根の葺き屋根の厚さは、数十センチメートルと 相当に分厚い。おそらくは屋根の断熱性確保のため(本当 かどうかは知らないが、茅葺屋根は夏涼しくて冬暖かいと いわれている)と、耐久性確保のため(実際の茅葺屋根で は劣化するのは表層部分だけである)である。だからとり あえずの防水だけということだけならば、ほんの数層で事 足りる。実際カンボジアで見た屋根はうすっぺらなもので あった。

ということで我が国の茅葺屋根の技術は、防水の面から も耐久性の面からも相当に優れた性能を持つ。実際、白川 郷の茅葺屋根の葺き替え間隔は30-40年位であり、北の寒 い地域では地元の方に60年位持つのだと自慢されたこと があるが、あながちでたらめではなさそうである。

草ぶき屋根の防水メカニズム

さて、この茅葺屋根がどうして水が漏れないのかの防水 のメカニズムの話である。たくさんの実験と観察の結果、 おおよそつぎのようなメカニズムが見えてきた。

- ①まず雨が上から降り、それが茅材に接触する。
- ②茅材は水に対して一定の濡れ性をもつため、茅材に付着 する。そして水の表面張力のため落下せず、ある程度そ のまま頑張る。
- ③次の雨粒が接触して合体し、水滴が大きくなると下に落 ちはじめ、次の段階として図3に示すように下層に位置 する茅間の空隙を埋めるようにして水を保持する。いわ ば隙間だらけの、それでありながらしっかりとした水路

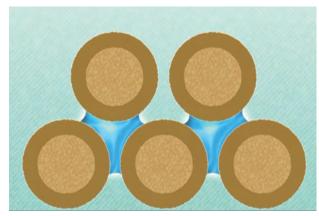
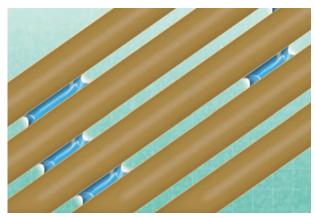


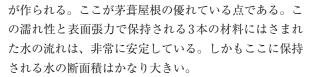
図3 ガラス棒の隙間に水が保持される。



斜めにすることにより保持された水が動きはじめる。



写真15 茅の先端から滴り落ちる雨



- ④屋根では茅材が斜めに葺かれているため、図4に示すよ うに保持された水は重力により走り始める。「またがり 流れ」である。移動速度は当然勾配が大きければ早くな
- ⑤雨は降り続けるので水量が増え、この断面で支えきれな くなった水は重力により下の層へと移動する。茅葺屋根 でいうと屋根の内部に入り込む。ただ何層も重ねられて いるので裏面には到達しない。
- ⑥そして最後に、これらの水が茅葺屋根端部から排水され る(写真15)。

ということで、茅葺屋根の防水は、大きくは茅材間での 水を保持と、保持水の軒先への移動によって具現化されて いる。だから当然屋根勾配が大きくなれば排水能力は高ま るし、葺き厚さが厚くなれば、排水能力は高まる。このよ うに研究をしてみると、我が国の草ぶき屋根は相当なすぐ れものである。

唯一の泣き所は、燃えるということである。今のところ これだけはどうしようもない。茅材を不燃化しようという 試みは今もなされているが、安価で、安全で、耐久性のあ る薬剤と処理方法を見つけるのはそう簡単ではない。もと もと茅葺も含め草ぶき屋根は、近所で手に入る材料を使う 庶民の屋根である。これにはなんとか「火伏の神様」に頑 張ってらうしかない。だからどこの国でも、都市部では茅 葺屋根建設は原則禁止である。

皆さまにお勧めしたいこと

この研究は趣味的な色合いが強く、実務的には何の役に も立たなかった。ただ課題は一般受けをしたらしく、研究 室としては珍しくテレビ局の番組作りをお手伝いする機会



写真16 試験体の作成風景

が3度もあった。写真16は学生さんたちと一緒に試験体 を作成している風景である。しいて役に立ったといえるの は、番組制作費としてテレビ局からいただいた謝金を原資 に、学生さんたちと一緒に、近所の居酒屋さんで盛大な打 ち上げをできたことだけである。

最後にこれを読まれている方にお勧めしたいことがひと つ。梅雨時期の雨の日に草ぶき屋根を訪ねていただきた い。そして薄暗い部屋にゆったりと座って、茅材の端っこ からぽたぽたと落ちる雨粒を、何も考えずに「ぼーと」見 ていただきたい。これを見ていると、心の緊張が解けてゆ く。茅の濡れ性と水の表面張力が作り出す素敵な音楽を聴 くことができる。だから趣味の研究も悪くない。

参考文献

- 1) ロゲルギスト: 第五・物理の散歩道; 岩波書店 (1972)
- 2) 田中享二、三崎裕: 円形棒状材料を用いた勾配屋根の防雨性 能:日本建築学会構造系論文報告集,第475号,PP.17-25, 1995



profile

田中享二

東京工業大学 名誉教授 1945年 札幌生まれ

専門分野:建築材料、建築構法、防水工学

VISITO

各試験所および試験室への施設見学来訪情報

2021年8月~2021年9月の期間に以下の団体・企業の方にご訪問いただきました。

日付	来訪団体企業等	訪問先	訪問目的
2021/8/18	株式会社 オーシカ	中央試験所	品質性能試験設備の見学

当センターでは、各試験所および試験室への見学を受け付けております。 以下までお気軽にお問い合わせください。

ľ	中	央	試	験	所]	
			_			

へのお問い合わせ

[西日本試験所]

へのお問い合わせ

[工事材料試験所]

へのお問い合わせ

総合試験ユニット 企画管理課

(所在地:埼玉県草加市)

総合試験ユニット 西日本試験所

(所在地:山口県山陽小野田市)

工事材料試験ユニット 工事材料試験所

企画管理課(所在地:埼玉県さいたま市 他)

TEL: 048-935-1991

FAX: 048-931-8323

TEL: 0836-72-1223

FAX: 0836-72-1960

TEL: 048-858-2841 FAX: 048-858-2834

〈ホームページからのお問い合わせはこちらから〉

https://www.jtccm.or.jp/contact/tabid/518/Default.aspx



フォローお願いします ★



コンクリートの圧縮試験 や鉄の引張試験をはじめ. 各種試験動画をTwitter、 Facebook、YouTubeで 発信しています!

工事材料試験所の試験の様子

[Facebook] https://www.facebook.com/jtccm5/

[Twitter] https://twitter.com/jtccm5 https://www.youtube.com/c/jtccm [YouTube]

[note] https://note.com/jtccm5











YouTube



note

中央試験所の日々の様子



日々の試験所の様子から、主要試験装置 の空き状況、セミナーのお知らせ、中の 人の趣味まで、Twitter及びFacebookで 幅広く発信しています!

機関誌「建材試験情報」 で連載していた基礎講 座を加筆修正して note にUPしています!

※写真(建介)は、WOODY O'TIME社の商品「ものま ねアニマル マイムフレンズ なまけもの」です。



SNS担当



コンクリートに使用される材料 ~混和材料:混和材~

1. はじめに

今回は、コンクリートの性能を改善する粉体の混和材料である"混和材"について紹介します。

2. 混和材の概要1)2)

コンクリート用混和材は、主にセメントに置き換えて使用される粉体です。セメント量の10~30%と多くの量を使用するため、混和材容積をコンクリート容積に算入して配(調)合計算が行われます。

産業廃棄物の有効利用として使用されたものが多く、セメントとは機構の異なる水硬性をもつため、長期的に強度を増進させ、コンクリートの組織を緻密にして水密性を向上させるなど、品質改善効果を持っています。表1に示すように、混和材の種類によって、コンクリートの性能

に及ぼす影響は異なります。以下に 代表的な3種類について紹介します。

2.1 フライアッシュ(FA)

フライアッシュは、火力発電所で石炭(微粉炭)を燃焼する際に副産される石炭灰で、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)では強熱減量や粉末度などの品質によって4種類が規定されています(表2参照)。

良質なフライアッシュは表面が滑らかな球状で、コンクリートに混和した際に流動性が改善する"ボールベアリング効果"があり、単位水量を低減することができます。適切な湿潤養生を行えば、"ポゾラン反応"により、長期強度の増進、水密性の向上が期待できます。

また、セメントの一部と代替して 使用した場合は、水和熱の発生が抑 制されるので、マスコンクリートに 適しています。さらに、アルカリシ リカ反応の抑制効果も期待できます。 なお、未燃カーボンが多いフライア ッシュは、AE剤を多量に吸着し、 空気連行量が低下する場合があるた めAE剤の種類や使用量に留意する 必要があります。

2.2 高炉スラグ微粉末 (BFS)

高炉スラグ微粉末は、製鉄所の溶鉱炉から排出されたスラグを急冷し、微粉砕して調整した粉体で、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)では比表面積 (cm^2/g) によって4種類が規定されています (表3参照)。

セメントの一部を高炉スラグと置き換えることにより、水和熱による 温度上昇を抑制し、温度ひび割れを 低減することができます。ただし、 養生温度が高くなると活性が増し、 普通ポルトランドセメントを使用し た場合よりも水和熱が大きくなる場 合があります。

また、適切な湿潤養生を行えば、 "潜在水硬性"によってセメントペーストが密実になるため、長期強度が 増大し、乾燥収縮が低減します。更 に、硫酸塩や海水に対する抵抗性が 改善され、アルカリシリカ反応の抑 制効果も期待できます。なお、高炉 スラグ微粉末の粉末度が大きい場合 には、自己収縮が大きくなることが あります。

2.3 シリカフューム(SF)

シリカフュームは、金属シリコンや

表1 混和材の主な特徴と性能1)

混和材の種類	主成分	特徴	付与される性能	品質規格
フライアッシュ	ガラス (Al ₂ O ₃ - SiO ₂ 系)、 α-石英、ムライト	ポゾラン反応	水密性、長期強度増進、 水和熱低減、 アルカリシリカ反応抑制	JIS A 6021
膨張材	カルシウムサル フォアルミネート 系、生石灰系、 複合系 水酸化カルシウムの生成 ケミカルプレストレス		JIS A 6202	
高炉スラグ微粉末	ガラス (CaO-MgO- Al ₂ O₃-SiO₂系)	潜在水硬性	硫酸塩抵抗性、 海水に対する抵抗性、 アルカリシリカ反応抑制、 高強度化、高流動化	JIS A 6206
シリカフューム	ガラス (SiO₂系)	ポゾラン反応 マイクロフィラー効果	高強度化、高耐久化	JIS A 6207
石灰石微粉末	カルサイト (CaCO₃)	非結合性の混和材 (エーライトの水和促進・ C3Aとの反応)	高流動化、水和熱低減	JIS A 5041

表2 フライアッシュの品質 (JIS A 6201) 1)2)

	品質項目		フライアッシュI種	フライアッシュⅡ種	フライアッシュⅢ種	フライアッシュ I V種	
二酸化けい素含有量 (%)				45.0	以上		
湿分 (%)				1.0	以下		
強熱減量 (%)			3.0以下	5.0以下	8.0以下	5.0以下	
	密度 (g/cm³)			1.95以上			
粉末度	45 μ m ふるい残分 (網ふるい方法)	(%)	10以下	40以下	40以下	70以下	
彻木及	比表面積 (ブレーン方法)	(cm ² /g)	5000以上	2500以上	2500以上	1500以上	
フロー値比 (%)			105以上	95以上	85以上	75以上	
活性度指数(%)		材齢28日	90以上	80以上	80以上	60以上	
		材齢91日	100以上	90以上	90以上	70以上	

表3 高炉スラグ微粉末の品質 (JIS A 6206) 1)2)

品質項目		高炉スラグ 微粉末3000	高炉スラグ 微粉末4000	高炉スラグ 微粉末 6000	高炉スラグ 微粉末8000
密度	(g/cm³)		2.80	以上	
比表面積	(cm ² /g)	2750以上 3500未満	3500以上 5000未満	5000以上 7000未満	7000以上 10000未満
	材齢7日	_	55以上	75以上	95以上
活性度指数(%)	材齢28日	60以上	75以上	95以上	105以上
	材齢91日	80以上	95以上	_	-
フロー値比	(%)	95以上	95以上	90以上	85以上
酸化マグネシウム	(%)	10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下
三酸化硫黄	(%)	4.0以下	4.0以下	4.0以下	4.0以下
強熱減量	(%)	3.0以下	3.0以下	3.0以下	3.0以下
塩化物イオン	(%)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下

表4 シリカフュームの品質 (JIS A 6207) 1)2)

品質項目		品質規格			
二酸化けい素	(%)	85.0以上			
酸化マグネシウム	(%)	5.0以下			
三酸化硫黄	(%)	3.0以下			
遊離酸化カルシウム	(%)	1.0以下			
遊離けい素	(%)	0.4以下			
塩化物イオン	(%)	0.10以下			
強熱減量	(%)	4.0以下			
湿分	(%)	3.0以下			
比表面積 (BET法)	(m^2/g)	15以上			
活性度指数(%)	材齢7日	95以上			
	材齢28日	105以上			

表5 混和材の品質試験の一例3)

項目	①比表面積	②強熱減量、湿分など	③フロー値比	④活性度指数	⑤塩化物イオン
器具	ブレーン空気透過装置	電気炉、はかり、 るつぼなど	フローコーン、ノギス、 フローテーブルなど	型枠、圧縮試験機など	電位差滴定装置、 計量容器など
写真		FUWZZ9A			

フェロシリコンを電気炉で製造する際 に副産される超微粒子の粉体で、JIS A 6207 (コンクリート用シリカフュー ム) に規定されています (**表4**参照)。

シリカフュームをセメントと置換 したコンクリートは、高性能 AE減 水剤と併用することにより高い流動 性が得られ、ブリーディングや材料 分離が少なく、繊維補強コンクリー トの場合には繊維の分散性が極めて 向上します。また、"マイクロフィ ラー効果"によって強度発現性が増

大すると共に、"ポゾラン反応"によ り水密性や化学抵抗性なども向上し ます。そして、アルカリシリカ反応 の抑制効果が期待できるといわれて います。

ただし、低水セメントの場合は凝 結直後から大きな自己収縮を生じる ことがあり、留意が必要です。

3.おわりに

次回はフレッシュコンクリート試 験について紹介します。

参考文献

- 1) 日本コンクリート工学会: コンクリート 技術の要点 '20, 2020
- 2) 日本建築学会関東支部: コンクリート の調合と施工, 2015
- 3) 建材試験センター: 建築材料・部材の試 験評価技術, 2014

author

若林和義

経営企画部 経営戦略課 主査

コンクリート工学年次大会2021(名古屋)、 2021年度日本建築学会大会(東海)への参加

[経営企画部]

1. コンクリート工学年次大会2021 (名古屋)への参加

(公社)日本コンクリート工学会主催の「コンクリート工学年次大会2021(名古屋)」が、"今だからこそ3C. Create, Change and Continue the Society with Concrete" をメインテーマとして、7月7日(水)~9日(金)の3日間開催されまし た。 主要行事の「第43回コンクリート工学講演会」は、オンラインでZoomミーティングを用いて行われ、当センターから は2名の職員が発表を行いました(**表1**および**写真1**参照)。

また、例年行われている企業展示会はバーチャル空間を用いた「バーチャルコンクリートテクノプラザ2021」として、「生 コンセミナー」「コンクリート構造物診断セミナー」「特別講演会」等はウェビナーを用いたオンラインセミナーとして行われ ました。

筆頭著者	所属	題名	共著者	区分
伊藤嘉則	総合試験ユニット 性能評価本部(東京大学)	加速度・速度一定領域に基づ、中低層RC造建 物の応答変位予測式	楠浩一 (東京大学)	B. 構造·設計 » 耐震性能評価/耐震壁
若林和義	事務局 経営企画部	防錆剤を塗布した鉄筋とコンクリートとの付着強さ 試験方法における供試体の小形化に関する検討	中村則清、齊藤辰弥、 藤巻敏之	A. 材料·施工 » 強度·力学的性質

表1 発表者一覧



写真1 講演会の様子

2. 2021年度日本建築学会大会(東海)への参加

2021年度日本建築学会大会(東海)が9月7日(火)から10日(金)の3日間、「つなぐ、集う、楽しむ」をテーマとして、オン ラインにて開催されました。本年度は、当センターから8名の職員が発表を行いました。発表者および題目は**表2**のとおりで す。また、その他共同発表などにおいて参加の題目は表3のとおりです。当センターでは、学会への論文投稿などをとおし て職員の知識向上に努めています。

表2 発表者一覧

(敬称略)

分類	講演 番号	発表者	題名	共同発表者
材料施	1020	齊藤辰弥 (中央試験所)	石炭ガス化スラグ細骨材を使用したコンクリートの基礎性状 その5 乾燥収縮	西祐宜 (フローリック)、佐藤幸惠 (東京都市大学)、谷口円 (北海道立総合研究機構)、 鈴木澄江 (工学院大学)、陣内浩 (東京工芸大学)
施工	1241	<u>若林和義</u> (経営企画部)	コンクリート採取試験技能者認定試験の実技試験における JIS 試験方法と相違した不適合項目について	中田善久 (日本大学)
構造Ⅱ	22186	中里匡陽 (経営企画部)	木質構造用ねじのJIS 原案作成に伴う試験方法に関する検討 その2 曲け試験	ガ部泰輝(ジネジック)、芝本和治(ミヤガワ)、萱野雅樹(若井ホールディングス)、山本英雄(若井ホールディングス)、及川亮(ジネジック)、小林研治(静岡大学)、那 須秀行(日本工業大学)、稲山正弘(東京大学大学院)
置	22188	<u>早崎洋一</u> (西日本試験所)	木質構造用ねじのJIS 原案作成に伴う試験方法に関する検討 その4 引張強さ及びねじり強さ試験の検証試験と策定した試 験方法	<u>小森谷蔵</u> 、中里 <u>匿</u> <u></u> 、芝本和治 (ミヤガワ)、萱野雅樹 (若井ホールディングス)、中 島昌一 (建築研究所)、小林研治 (静岡大学)、那須秀行 (日本工業大学)、稲山正弘 (東 京大学大学院)
	23039	<u>上村昌平</u> (性能評価本部)	繰返し載荷を受ける太径鉄筋を用いた接着系あと施工アンカー のせん断耐力と変位関係の検討 その1 ダウエル効果に基づ く提案式との比較	<u>小森谷越、早崎洋一、伊藤嘉則</u> 、楠浩一 (東京大学)、塩原等 (東京大学大学院)
構造Ⅳ	23040	<u>小森谷誠</u> (西日本試験所)	繰返し載荷を受ける太径鉄筋を用いた接着系あと施工アンカー のせん断耐力と変位関係の検討 その2 補正方法の提案	<u>上村昌平、早崎洋一、伊藤嘉則</u> 、楠浩一 (東京大学)、塩原等 (東京大学大学院)
	23236	<u>伊藤嘉則</u> (性能評価本部・ 東京大学)	中低層RC 造建物に最大応答変位が生じた時刻の等価減衰 Substitute Damping 法との対比	楠浩一 (東京大学)
環境	40314	<u>田坂太一</u> (中央試験所)	窓の付属部材の断熱・日射遮へい効果の評価方法に関する検討 その2) 試験及び解析結果	三浦尚志 (建築研究所)

[※]下線はセンター職員。

表3 共同発表一覧

(敬称略)

分類	講演 番号	発表者	題名	共同発表者
	1016	小山明男 (明治大学)	石炭ガス化スラグ細骨材を使用したコンクリートの基礎性状 その1全体計画	佐藤幸惠 (東京都市大学)、 <u>齊藤辰弥</u> 、西祐宜 (フローリック)、松沢晃一 (建築研究所)、 三島直生 (国土技術政策総合研究所)
材	1019	松沢晃一 (建築研究所)	石炭ガス化スラグ細骨材を使用したコンクリートの基礎性状 その4 強度発現性状	佐藤幸惠 (東京都市大学)、小山明男 (明治大学)、三島直生 (国土技術政策総合研究所)、鈴木澄江 (工学院大学)、 <u>齊藤辰弥</u>
材料施工	1021	鈴木澄江 (工学院大学)	石炭ガス化スラグ細骨材を使用したコンクリートの基礎性状 その6.中性化	<u>齊藤辰弥</u> 、佐藤幸惠 (東京都市大学)、小山明男 (明治大学)、谷口円 (北海道立総合研究機構)、陣内 浩 (東京工芸大学)
	1022	谷口円 (北海道立総合 研究機構)	石炭ガス化スラグ細骨材を使用したコンクリートの基礎性状 その7 気泡組織と凍結融解抵抗性	<u>齊藤辰弥</u> 、佐藤幸恵(東京都市大学)、小山明男(明治大学)、鈴木澄江(工学院大学)、 陣内浩(東京工芸大学)
	22185	稲山正弘 (東京大学大学院)	木質構造用ねじのJIS 原案作成に伴う試験方法に関する検討 (その1: JIS 原案作成の背景及び概要)	ガ部泰輝 (シネジック)、橋本岳史 (日本木質構造用ねじ工業会)、 <u>早崎洋一、中里匡陽</u> 、 荒木康弘 (国土技術政策総合研究所)、野田康信 (森林総合研究所)、小林研治 (静岡 大学)、那須秀行 (日本工業大学)
構造	22187	小林研治 (静岡大学)	木質構造用ねじのJIS 原案作成に伴う試験方法に関する検討 (その3:曲げ試験における試験方法策定のための検証試験)	芝本和治(ミヤガワ)、萱野雅樹(若井ホールディングス)、山本英雄(岩井ホールディングス)、及川亮(ジネック)、 <u>林健太、中里匡陽</u> 、那須秀行(日本工業大学)、稲山正弘(東京大学大学院)
III	20448	松本慎也 (近畿大学)	軽量角形鋼管によるノンブレース型天井構造に関する研究 その1.接合金物の基礎的特性	佐藤公章 (佐藤型鋼製作所)、 <u>早崎洋一</u>
	22214	莊所直哉 (明石工業高等 専門学校)	柱脚接合部の引張性能に及ぼす載荷速度の影響に関する研究 その1 ホールダウン金物を事例として	<u>早崎洋一</u> 、三芳紀美子 (九州産業大学)、大橋好光 (東京都市大学)
構造Ⅳ	23052	沼田卓也 (東京ソイルリ サーチ)	長尺あと施工アンカーの性能確認試験 (その7) アンボンド区間を設けたあと施工アンカーの塑性域で の繰り返し載荷実験I	中野克彦(千葉工業大学)、松沢晃一(建築研究所)、中田清史(建築研究所)、内野裕士(内野建設工業)、大垣正之(日本建築あと施工アンカー協会)、今井清史(サンコーテクノ)、 <u>早崎洋一</u> 、酒井裕基(千葉工業大学)
防火	3010	中村正寿 (大成建設)	不均一な発熱速度分布を有する壁面火炎に関する FDS による 検討	吉岡英樹 (建築研究所)・村岡宏 (大林組)・西尾悠平 (東京理科大学)・ <u>中村美紀</u> ・大宮喜文 (東京理科大学)
	40313	三浦尚志 (建築研究所)	窓の付属部材の断熱・日射遮へい効果の評価方法に関する検討 その1) 熱平衡モデルの検討と試験概要	田坂太一
	40327	齊藤孝一郎 (YKK AP)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その2 簡易計算法の概要	二宮秀奥 (鹿児島大学大学院)、岸本尚子 (YKK AP)、木下泰斗 (日本板硝子)、磯本尚史 (不二サッシ)、佐久間英二 (ニチベイ)、折原規道 (三協立山)、 <u>萩原伸治</u>
Aint	40328	岸本尚子 (YKK AP)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その3 フレームの熱性能簡易計算法	二宮秀奥 (鹿児島大学大学院)、齊藤孝一郎 (YKK AP)、木下泰斗 (日本板硝子)、 磯本尚史 (不二サッシ)、佐久間英二 (ニチベイ)、折原規道 (三協立山)、 <u>萩原伸治</u>
環境工学	40329	木下泰斗 (日本板硝子)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その4 グレージング複合体の日射熱取得率の簡易計算法	二宮秀典 (鹿児島大学大学院)、齊藤孝一郎 (YKK AP)、岸本尚子 (YKK AP)、 磯本尚史 (不二サッシ)、佐久間英二 (ニチベイ)、折原規道 (三協立山)、 <u>萩原伸治</u>
-3-	40330	磯本尚史 (不二サッシ)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その5 スパンドレル部パネルの熱性能	一宮秀典 (鹿児島大学大学院)、齊藤孝一郎 (YKK AP)、 <u>恭原伸治</u> 、岸本尚子 (YKK AP)、折原規道 (三協立山)、木下泰斗 (日本板硝子)、佐久間英二 (ニチベイ)、
	40331	佐久間英二 (ニチベイ)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その6 日射遮蔽物の簡易計算法	二宮秀與 (鹿児島大学大学院)、齊藤孝一郎 (YKK AP)、岸本尚子 (YKK AP)、木下泰斗 (日本板硝子)、磯本尚史 (不二サッシ)、折原規道 (三協立山)、 <u>萩原伸治</u>
	40332	折原規道 (三協立山)	日本のカーテンウォール熱性能簡易計算法の開発 その7 簡易計算法による計算事例と精度検証	一宮秀典 (鹿児島大学大学院)、齊藤孝一郎 (YKK AP)、岸本尚子 (YKK AP)、木下泰斗 (日本板硝子)、磯本尚史 (不二サッシ)、佐久間英二 (ニチベイ)、 <u>萩原伸治</u>

[※]下線はセンター職員。

R E G I S T R A T I O N

JISマーク表示制度に基づく製品認証登録

製品認証本部では、以下のとおり、JISマーク表示制度に基づく製品を認証しました。

JISマーク認証組織

認証登録番号	認証契約日	JIS 番号	JIS 名称	工場または事業場名称	住所
TC0221002	2021年8月2日	JIS R 3209	複層ガラス	株式会社エヌビーエス 東日本工場	福島県双葉郡楢葉町大字下繁岡字北谷地 1-1
TC0421001	2021年8月2日	JIS A 9526	建築物断熱用吹付け 硬質ウレタンフォーム	旭有機材株式会社 愛知工場	[旭有機材株式会社 愛知工場] 愛知県丹羽郡 扶桑町南山名字新津 26 番地の 4 [明和油化工業株式会社] 愛知県西尾市伊藤町 沖4番地1
TC0321003	2021年9月1日	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	丸豊工業株式会社 第3工場	埼玉県三郷市花和田 36-1
TCCN21063	2021年9月1日	JIS R 3211	自動車用安全ガラス	聖戈班汽車玻璃(上海) 有限公司	中国上海市閔行経済技術開発区文井路 18 号

JIS マーク製品認証の検索はこちら https://www.jtccm.or.jp/biz/ninsho/search/tabid/341/Default.aspx

建築基準法に基づく構造方法等の性能評価

性能評価本部では、2021年4月~2021年9月の期間において、下記のとおり建築基準法に基づく構造方法等の性能評価書を発 行しました。

性能評価完了状況(2021年4月~2021年9月)

※暫定集計件数

分類	件数
防耐火関係規定 (防耐火構造、防火設備、区画貫通部措置工法、屋根飛び火、防火材料等)	287
その他規定(耐力壁の壁倍率、界壁の遮音構造、ホルムアルデヒド発散建築材料、指定建築材料)	12

Editer's notes

——編集後記——

2021年も年末が近づきつつありますが、今年も新型コロナウイルス感染症に明け暮れた1年でした。編集委員会もWEB会議のみで、いまだに小山先生・編集委員長に対面できていません。ただし、本稿を執筆している9月時点で政府は11月には希望者が全員ワクチンを2回打ち終えることができるようになった、と公表しているので本号が発行される頃には状況もかなり好転していることが期待されます。さらに、岸田衆議院議員が総理大臣となり、日本も新しい時代へ舵を切っていることでしょう。

建材試験センターも本号の冒頭に挨拶があるとおり、10月に渡辺新理事長が就任し新時代への船出をすることとなりました。中央試験所の新防耐火棟も建屋が姿を見せている頃で、今後も引続き公平性と技術力に立脚した第三者証明事業を推進してまいりますので、皆様からのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、私ごとになりますが、近年続く台風・大雨などの影響か、もともとかなり旧くなってきた拙宅で今夏、雨樋が壊れたのをきっかけに屋根を中心としたリフォームを行いました。ネットで業者検索するところからして家を建てた昔とは違うのですが、最近では屋根の状態を確認するのにドローンを使って

写真を撮り、不具合箇所や痛みの程度を説明してくれて見積りを作成していました。少し前であれば梯子をかけたり危険を冒して屋根にのぼったりしていたかと思いますが5分程度で終わり解説を聞いて、記録データもその場で受渡しでした。その他にもサーモグラフィーやファイバースコープで確認したり、遮熱塗料・シートや炭素繊維補強なども提案していました。費用もかかるのと効果も不確かなので話を聞くことが中心でしたが、一昔前にはなかった技術が随所に登場する時代になっていることに大いに感心しました。

思えば、今や当たり前のタワーマンションも超高 強度コンクリートの誕生に支えられて普及してきています。技術の進歩は街の景色も変えるということでしょうか。コロナ下では施工にもリモート技術が開発・適用されているというニュースも聞きました。ウィズコロナの時代にはますます新しい材料・工法などが登場することとなるでしょうが、建材試験センターとしてはそのような技術や社会を支えていける組織として変わっていきたいと思います。

最後に、来年が皆様にとって良い一年となること を心よりお祈りいたします。

(砺波)

建材試験情報編集委員会

委員長 小山明男 (明治大学 教授)

副委員長 砺波 匡(常任理事)

委員 真野孝次(常務理事)

丸山慶一郎 (常任理事) 西脇清晴 (経営企画部 部長)

宫沢郁子(経営企画部企画調査課・経営戦略課課長)

若林和義 (経営企画部 経営戦略課 主査) 高橋一徳 (経営企画部 経営戦略課 主任) 武田愛美 (経営企画部 経営戦略課・企画調査課)

事務局 長坂慶子(経営企画部 経営戦略課 参事) 黒川 瞳(経営企画部 経営戦略課)

建材試験情報 11・12 月号

2021年11月30日発行(隔月発行)

発行所 一般財団法人建材試験センター

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町1-10-15

JL日本橋ビル

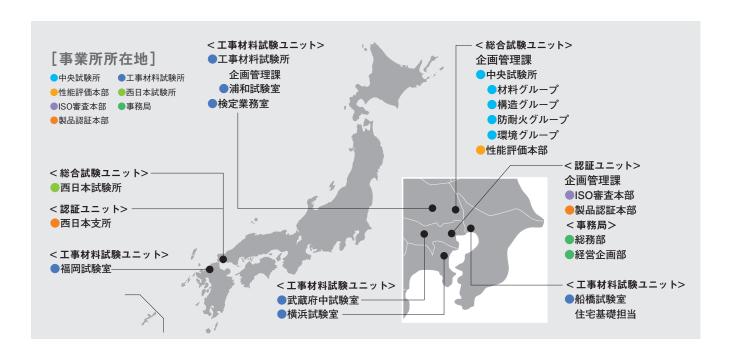
発行者 松本 浩

編集 建材試験情報編集委員会

事務局 経営企画部

TEL 03-3527-2131 FAX 03-3527-2134

本誌の内容や記事の転載に関するお問い合わせは事務局までお願いいたします。



< 総合試験ユニット>

企画管理課

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20

TEL: 048-935-1991(代) FAX: 048-931-8323

●中央試験所

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20

材料グループ TEL: 048-935-1992 FAX: 048-931-9137 構造グループ TEL: 048-935-9000 FAX: 048-935-1720 防耐火グループ TEL: 048-935-1995 FAX: 048-931-8684 環境グループ TEL: 048-935-1994 FAX: 048-931-9137

●西日本試験所

〒757-0004 山口県山陽小野田市大字山川

TEL: 0836-72-1223(代) FAX: 0836-72-1960

性能評価本部

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20

TEL: 048-935-9001 FAX: 048-931-8324

<認証ユニット>

企画管理課

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 JL 日本橋ビル8階

TEL: 03-3249-3151 FAX: 03-3249-3156

■ISO審査本部

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 JL 日本橋ビル8階

TFL: 03-3249-3151 FAX: 03-3249-3156

●製品認証本部

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 JL 日本橋ビル8階

TEL: 03-3808-1124 FAX: 03-3808-1128

西日木支所

〒757-0004 山口県山陽小野田市大字山川(西日本試験所内)

TEL: 0836-72-1223 FAX: 0836-72-1960

<工事材料試験ユニット>

工事材料試験所

企画管理課

〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8

TEL: 048-858-2841 FAX: 048-858-2834

武蔵府中試験室 〒183-0035 東京都府中市四谷6-31-10

TEL: 042-351-7117 FAX: 042-351-7118

浦和試験室 〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8

TEL: 048-858-2790 FAX: 048-858-2838

横浜試験室 〒223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東8-31-8

FAX: 045-547-2293 TEL: 045-547-2516

船橋試験室 〒273-0047 千葉県船橋市藤原 3-18-26

FAX: 047-439-9266 TEL: 047-439-6236 住宅基礎担当 TEL: 047-498-9507 FAX: 047-498-9508

福岡試験室 〒811-2115 福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷926

TEL: 092-934-4222 FAX: 092-934-4230

●検定業務室 〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8

TEL: 048-826-5783 FAX: 048-826-5788

<事務局>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15 JL 日本橋ビル9階

●総務部 TEL: 03-3664-9211(代) FAX: 03-3664-9215

経営企画部

経営戦略課 TEL: 03-3527-2131 FAX: 03-3527-2134 FAX: 03-3527-2134 企画調查課 TEL: 03-3527-2133







